

住民基本台帳
ネットワークシステムの
概要

住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会
住民基本台帳ネットワークシステム全国センター

目 次

1 「住民基本台帳ネットワークシステム」とは？	
1 住民基本台帳ネットワークシステム構築の目標とスケジュール	1
2 住民基本台帳ネットワークシステムを担う機関の役割分担	4
3 住民基本台帳ネットワークシステムのメリット	6
2 「住民基本台帳ネットワークシステム」の概要	
1 概要	7
2 市町村システムの特徴	8
3 都道府県システムの特徴	10
4 指定情報処理機関システムの特徴	12
5 住民基本台帳カードの特徴	14
3 「住民基本台帳ネットワークシステム」の業務の流れ	
1 住民票の写しの広域交付の流れ	16
2 転入転出の特例処理の流れ	18
3 本人確認の流れ	20
4 住民基本台帳カードの交付の流れ	21
5 国の行政機関等への本人確認情報の提供	22
4 「住民基本台帳ネットワークシステム」の運用の流れ	
1 共通運用時間帯	24
2 システム運用	26
3 システム運用体制	26
4 コールセンターの設置と役割	28
5 個人情報保護のための施策	
1 制度（法令）、技術、運用の3つの側面	29
2 制度面（法令）による個人情報保護対策	30
3 技術面によるトータルセキュリティ対策	31
A システムのセキュリティ対策	32
B ネットワークのセキュリティ対策	33
C 住民基本台帳カードのセキュリティ対策	34
4 運用面による個人情報保護対策	35
6 「改正住民基本台帳法」の骨子と稼働スケジュール	36

1 「住民基本台帳ネットワークシステム」とは？

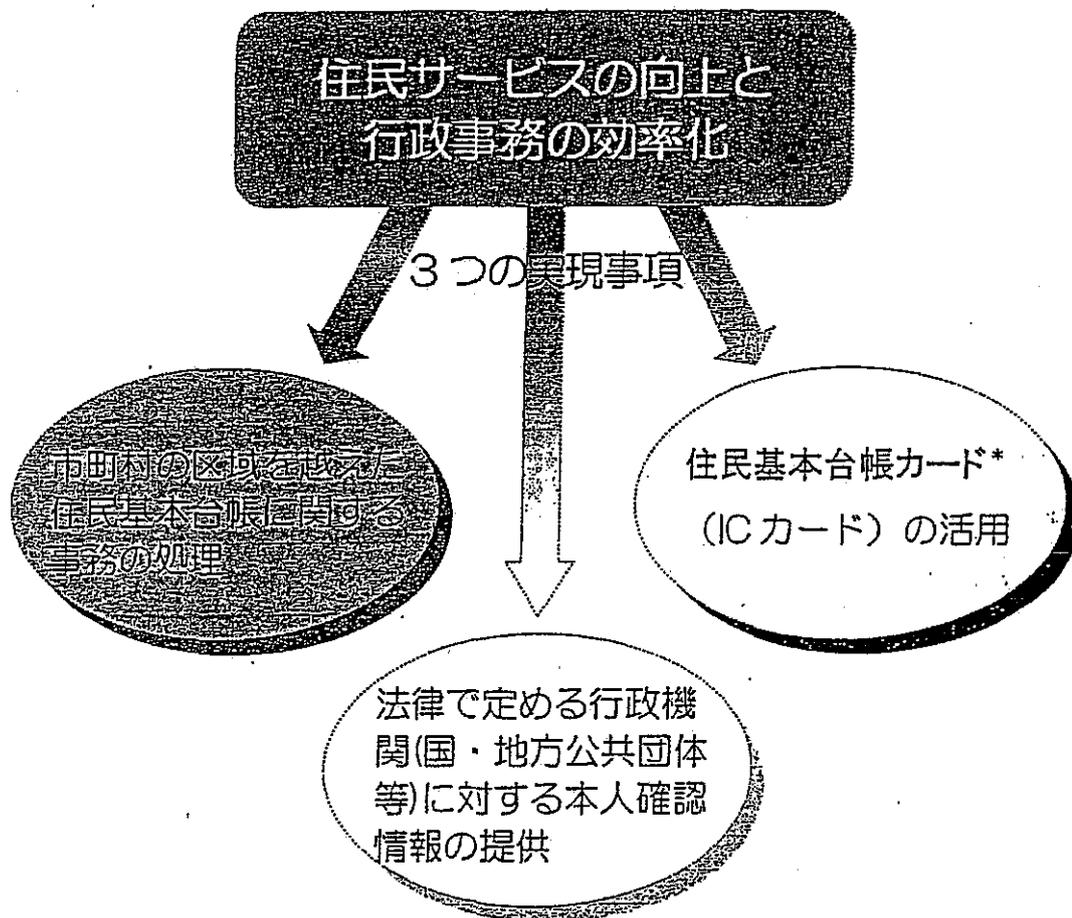
1 住民基本台帳ネットワークシステム構築の目標とスケジュール

デジタル・ネットワーク社会の急速な進展の中で、住民負担の軽減・住民サービスの向上、国・地方を通じた行政改革のため、行政の高度情報化の推進が必要不可欠です。

住民基本台帳ネットワークシステム*（以下「住基ネットワークシステム」という。）は、こうした要請に応えるための基礎となる全国規模で本人確認を効率的に行うシステムです。

住基ネットワークシステムを構築する趣旨は、改正住民基本台帳法*の提案理由説明において、「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳*に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報*の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずること。」とされています。

● 「住基ネットワークシステム」構築の2つの目的と3つの実現事項



「用語解説」について *の付いた用語について、欄外で説明しています。

● 住民基本台帳ネットワークシステム

改正住民基本台帳法に基づき整備される、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や国の行政機関等に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステム。

● 改正住民基本台帳法

昭和42年7月に制定された住民基本台帳法は、時代や社会の推移により度々改正されている。ここでは平成11年8月に行われた、住民サービスの向上と行政事務の効率化を目的とした「住民基本台帳ネットワークシステム」の構築等を目的とする改正を指す。

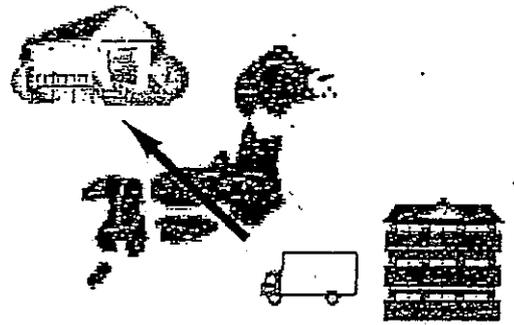
● 住民基本台帳

市町村において、住民の居住関係の公証(住民票の写しの交付など)、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる台帳。

市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理

(1) 住民票*の写しの広域交付

全国どこの市町村でも、住民基本台帳カードなどを市町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写しの交付が受けられるようになります。



(2) 転入転出の特例処理*

他の市町村に引越した場合でも、住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、「付記転出届」を転出地市町村に郵送すれば、転出地市町村の窓口に向いて「転出証明書」を受け取る必要がなく、「転出証明書」に載せている情報を電子情報として市町村間で送信するので、転入地市町村窓口へ1回出向いて住民基本台帳カードを添えて転入届を提出するだけですみます。

法律で定める行政機関(国・地方公共団体等)に対する本人確認情報の提供

改正住民基本台帳法に規定された行政機関(国・地方公共団体等)に提供される情報は、「本人確認情報」に限定され、利用される事務の分野も法律で明確に規定されています。また、「本人確認情報」の提供を受ける行政機関は、目的外の利用を禁止されています。

「本人確認情報」を利用できる事務は、(1)継続的に行われる給付行政、(2)資格付与の分野で国民に關係の深い行政事務であり、住民基本台帳法の別表に規定されているものに限定されています(表1及び表2に示した事例は、住民基本台帳法の別表から抜粋したものです。)

表1 給付行政に関する事例

行政機関	事務内容
総務省	・恩給等の支給(恩給法等)
国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合等	・共済年金の支給(国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等)
厚生労働省	・戦傷病者遺族に係る遺族年金等の支給(戦傷病者戦没者遺族等援護法) ・業務災害・通勤災害に関する保険給付(労働者災害補償保険法) ・基本手当等の支給(雇用保険法)
都道府県知事	・児童扶養手当の支給(児童扶養手当法)

表2 資格付与に関する事例

行政機関	事務内容
総務省	・無線局の許可(電波法)
国土交通省	・不動産鑑定士の登録(不動産の鑑定評価に関する法律)
国土交通省または 都道府県知事	・建設業の許可(建設業法) ・宅地建物取引業の免許(宅地建物取引業法) ・旅行業の登録(旅行業法) ・建築士の免許(建築士法)
気象庁	・気象予報士の登録(気象業務法)
都道府県知事	・一般旅券の記載事項の訂正等(旅券法)
都道府県知事	・宅地建物取引主任者資格の登録(宅地建物取引業法)
市町村の選挙管理委員会等	・同一都道府県の区域内に住所を移した者の当該都道府県の選挙の選挙権の確認(公職選挙法)

●本人確認情報

住民ネットワークシステムにおいて、都道府県、指定情報処理機関に記録・保存され、行政機関に提供される情報は、①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、⑥付帯情報に限られ、これらを「本人確認情報」という。

●住民基本台帳カード

住民は、住所地市町村に申請すれば、住民基本台帳カードの交付を受けられる。ICカード形式のこのカードは、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例処理の際に必要となるほか、市町村長が条例で定める目的に利用できるなど、さまざまなサービスに利用できる。

●住民票

市町村の住民について、個人又は世帯単位に氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名と世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、転入者の届出期日、選挙人登録、国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者、児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項等を記載したもの。これを集めたものが住民基本台帳。なお、平成11年8月の住民基本台帳法の改正により住民票コードの記載が追加された。

● 住民基本台帳カード（ICカード）の活用

住民基本台帳カードは、高い安全確保機能を有するICカードとし、住民の申請により市町村長が交付します。これを持つことにより、以下のサービスが便利に受けられるようになります。

- (1) 住民票の写しの広域交付
全国どこの市町村でも住民票の写しの交付を受けられます。
- (2) 転入転出の特例処理
「付記転出届」を転出地市町村に郵送することにより「転出証明書」なしで転入届ができます。
- (3) 条例による市町村独自の利用
市町村が条例で定めるところにより、カードメモリの空き領域を活用して必要な情報を記録し、多目的に独自の行政サービスを行うことができます（例：印鑑登録証明事務、福祉サービス、公共施設の利用予約等）。
- (4) 窓口における本人確認
市町村等の窓口において、住基ネットワークシステムを通じて、居住する市町村の住民であることを確認できます。
- (5) 市町村民証明書
写真付きの住民基本台帳カード（15ページ^㊸）は、市町村民証明書として活用することも可能となります。

● 今後の活用

住基ネットワークシステムは、e-Japan 重点計画に基づく電子政府・電子自治体の実現への不可欠な基盤です。

- (1) 公的個人認証サービスに活用
住基ネットワークシステムから異動等失効情報を提供するなど重要な役割を果たします。
- (2) 申請・届出等手続のオンライン化に活用
幅広い行政分野に住基ネットワークシステムから本人確認情報を提供することにより、行政手続のオンライン化に際しての住民票の写しの添付を省略することが可能となります。

● 住基ネットワークシステムの稼働スケジュール

- 一次稼働（平成14年8月5日）
公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から実施するシステムの基本的部分
 - ・住民票コードの住民票への記載
 - ・市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知
 - ・都道府県知事から指定情報処理機関*への本人確認情報の通知
 - ・行政機関（国・地方公共団体等）への本人確認情報の提供 など
- 二次稼働（平成15年8月予定）
公布の日から5年を超えない範囲内において政令で定める日から稼働する部分
 - ・住民票の写しの広域交付
 - ・転入転出の特例処理
 - ・住民基本台帳カードの交付 など

● 転入転出の特例処理

住民基本台帳カードの交付を受けている住民が、他の市町村に転出する場合、転出地市町村あてに「付記転出届」を郵送等により提出し、転入地市町村に住民基本台帳カードを返して転入届を提出する処理のことをいう。これにより窓口には転入地市町村に1回出向くだけでよくなる。

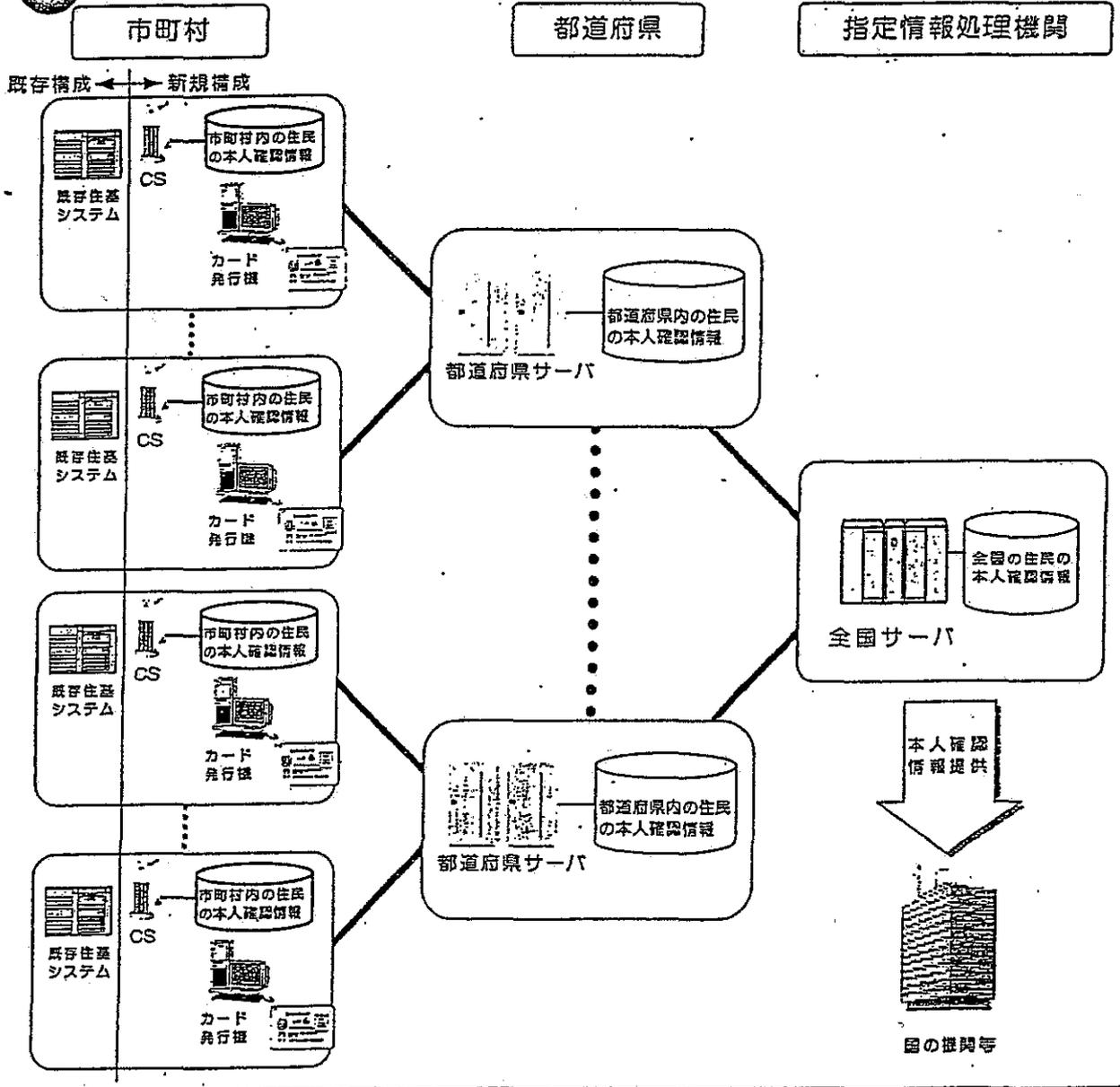
● 指定情報処理機関

都道府県の「本人確認情報」の処理事務の一部を行うため、総務大臣により指定された機関。都道府県は「本人確認情報」の処理事務の一部を指定情報処理機関に委任することができる。平成11年11月、指定情報処理機関として財団法人地方自治情報センター(LASDEC)が指定された。

2 住民基本台帳ネットワークシステムを担う機関の役割分担

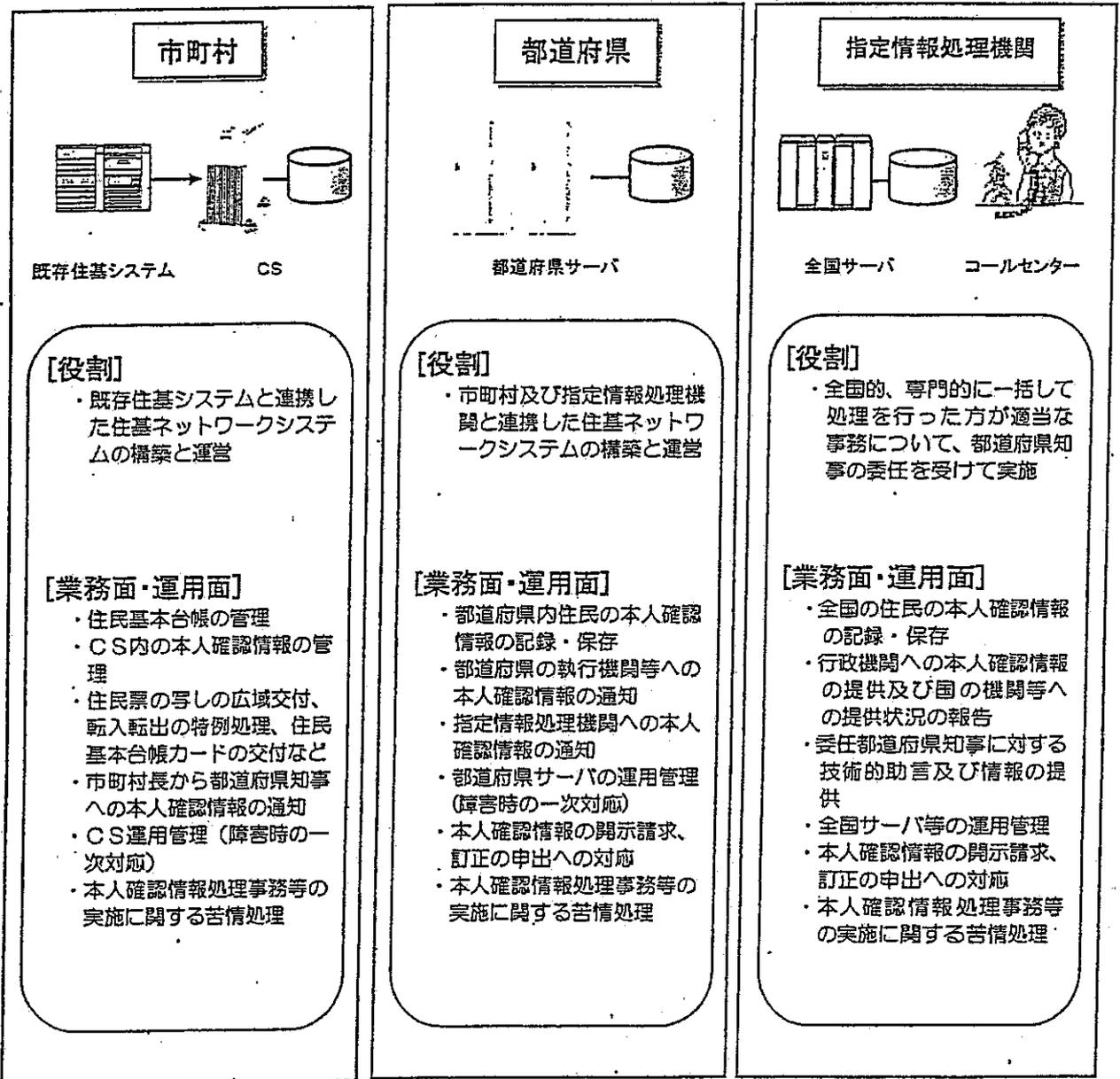
住基ネットワークシステムの整備にあたっては、住民の個人情報を適切に送受信するために、市町村、都道府県及び指定情報処理機関それぞれの組織の役割・業務を明確にしておく必要があります。また、大切な個人情報が不正に漏れたり、消されたり、書き換えられたり、壊されたりしないように、高い信頼性・安全性を確保するため、最適なシステム機器をそれぞれの機関に導入しています。

住基ネットワークシステムの構成図



市町村・都道府県・指定情報処理機関の役割

住基ネットワークシステムの導入にあたり、まず、市町村では、既存住基システム*と住基ネットワークシステムとの橋渡しをするコミュニケーションサーバ(CS)*が新たに設置されます。また、都道府県では都道府県サーバ、指定情報処理機関では、全国サーバ及びコールセンター*が、それぞれ設置されます。



●既存住基システム

既存の「住民基本台帳電算処理システム」の略。市町村の住民基本台帳事務のために、すでにコンピュータを導入し、データベース化されているシステムのこと。

●コミュニケーションサーバ(CS)

市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住基ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータをコミュニケーションサーバ(CS)という。

●コールセンター

指定情報処理機関内に設置される施設。市町村及び都道府県からの住基ネットワークシステムの障害連絡や問合せを一元的に受け付け対応する。

3 住民基本台帳ネットワークシステムのメリット

高度情報通信社会の到来に適切に対応し、住民基本台帳のネットワーク化を図ることにより、住民と行政との双方に多様なメリットが生じます。大きく分けて、①住民負担の軽減とサービスの向上、②国、地方を通じた行政改革、という2つのメリットが挙げられます。

● 住民の負担を軽減し、サービスの向上が図れます。

住民負担の軽減とサービスの向上

- ① 共済年金などの現況届の原則廃止、各種資格の申請時の住民票の写しの添付等の省略が可能となります。
- ② 全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになります。
- ③ 転入転出の手続きが簡単になります。

住民基本台帳カード利用によるサービスの向上

- ① 窓口手続がスピードアップします。
- ② 全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられ、転入転出の手続きが簡単になります。
- ③ 市町村が条例で定める独自の多様なサービスを受けることができます。
- ④ 写真付きのものは、市町村民証明書として活用することも可能となります。
- ⑤ 住民基本台帳カードで「なりすまし転出」等の不正行為を防止できます。

● 国・地方を通じた行政改革が進みます。

地方公共団体

- ① 転入通知情報を住基ネットワークシステムを通じて送信できるようになるなど、市町村の窓口業務の効率化が図れます。
- ② 災害時における住民基本台帳のバックアップとなります。

行政機関(国・地方公共団体等)

- ① 恩給、年金などの受給者や各種資格の申請者の確認事務等の効率化が図れます。
- ② 受給者や資格者などの現況や住所変更を確実かつ迅速に把握できます。

住基ネットワークシステムは、e-Japan 重点計画に基づく電子政府・電子自治体の実現への不可欠な基盤となります。

- ・ 公的個人認証サービスの実施にあたり、住基ネットワークシステムから異動等失効情報を提供するなど重要な役割を果たします。
- ・ 幅広い行政分野に本人確認情報を提供することにより、行政手続のオンライン化に際しての住民票の写しの添付を省略することが可能となります。

2 「住民基本台帳ネットワークシステム」の概要

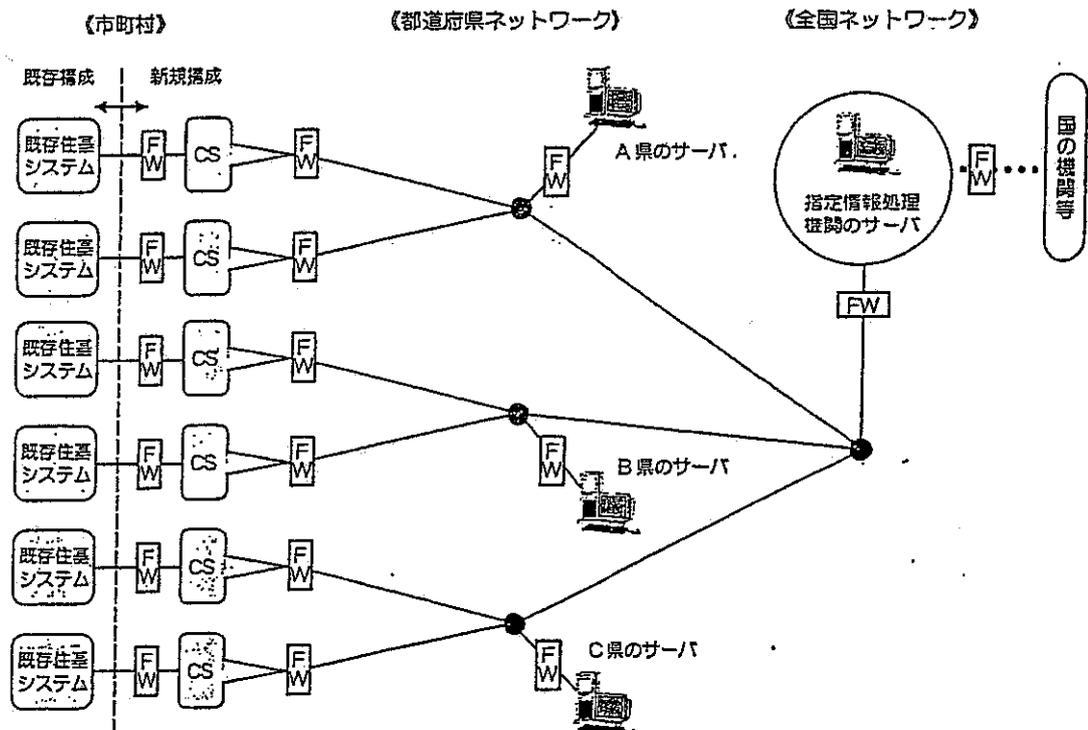
1 概要

住基ネットワークシステムの構築にあたり、人為的な不正行為、障害及び災害時にあっても、行政サービスが滞ることのないように、①ネットワーク、②サーバ、③住民基本台帳カードのそれぞれの構成要素に、高い信頼性と安全性を備えたシステムを実現しています。

住基ネットワークシステムの構成要素

- ネットワーク
- CS
- 都道府県サーバ
- 全国サーバ
- 住民基本台帳カード

ネットワークの概要図



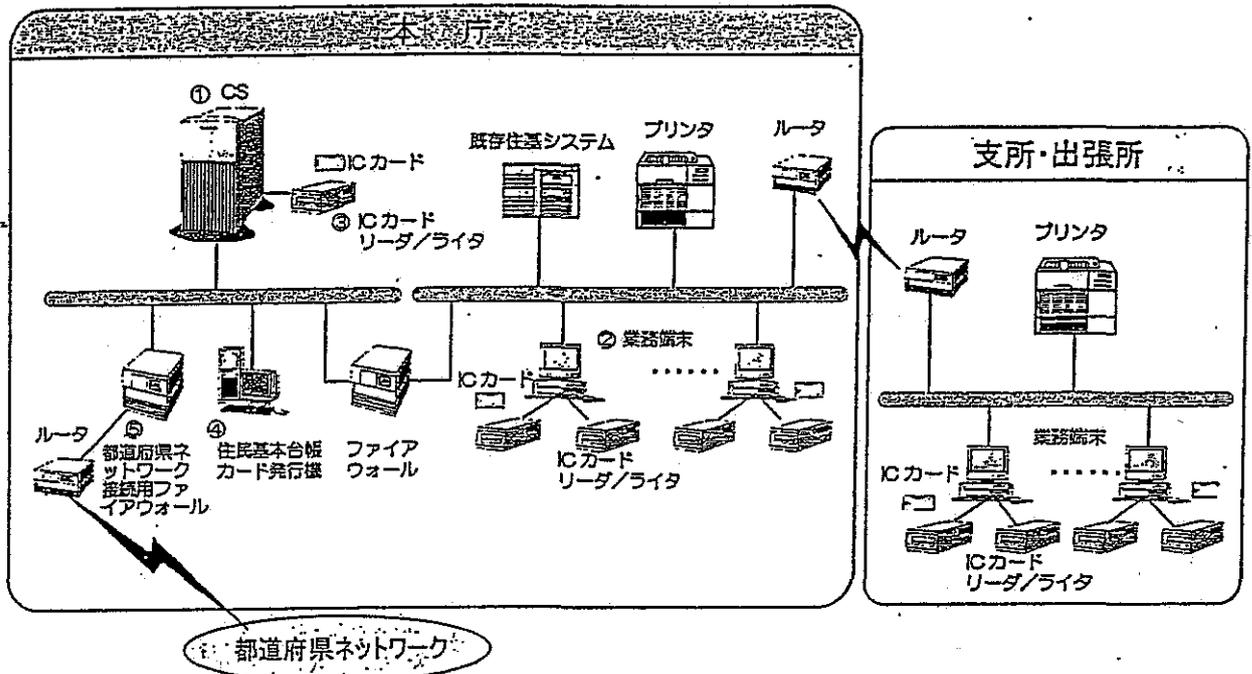
ネットワークの信頼性確保

ネットワークは専用回線を利用して構築しています。また、ネットワーク障害による業務停止の可能性をできる限り排除するため、市町村(一部を除く)、都道府県及び指定情報処理機関のネットワーク機器及び専用回線について二重化を行っています。

2 市町村システムの特徴

市町村システムは、全国3,000を超える全市町村で整備され、住基ネットワークシステムに係る事務に利用されます。特徴としては、①高セキュリティシステム、②メンテナンス性重視の高い信頼性、③既存住基システムとの親和性の高いシステム、④操作性・運用性を追求したシステム、などが挙げられます。

市町村システムの概要図



市町村システムの機器構成と概要

番号	機器名	機器概要
①	CS	本人確認情報を記録し、既存住基システム、都道府県サーバ、他市町村CSとデータ交換を行うためのサーバ。外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置を内蔵。耐タンパー装置は通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理
②	業務端末	CSを利用した業務処理を行い、ICカードリーダ/ライターを接続する端末
③	ICカードリーダ/ライター	住民基本台帳カード及び操作者用ICカードの読み書き用機器
④	住民基本台帳カード発行機	住民基本台帳カードを発行する機器
⑤	都道府県ネットワーク接続用ファイアウォール	都道府県ネットワークに対する不正アクセスを防止する住基ネットワークシステム専用の機器

● 高セキュリティシステム

市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止します。具体的な対策は次のとおりです。

- ・ 操作者用 IC カード* による認証とシステムへのログイン認証
- ・ 操作者単位にデータの「読み取り」「書き込み」「実行」等のアクセス権限を設定
- ・ ネットワーク上を流れるすべての通信データの暗号化を実施 など

● メンテナンス性重視の高い信頼性

運用後の市町村システムの安定稼働を目指します。

(1) ハードウェア対策

- ・ ハードディスクを RAID システム* により冗長化
- ・ 無停電電源装置(UPS)* により、瞬断及び停電時の影響を排除
- ・ CS 本体のクラスタ構成* による二重化、あるいはリカバリサーバ* の設置により、継続運用を実現 など

(2) ソフトウェア対策

- ・ 本人確認情報整合機能によりデータの信頼性を確保
- ・ 指定情報処理機関からファイルデリバリー機能* によりソフトウェア資源を配信して、メンテナンス性を向上 など

● 「既存住基システム」との親和性の高いシステム

既存住基システムと CS との連携方法は、各市町村の取り扱う情報量を考慮し、“回線接続方式”と“媒体交換方式”のいずれかが選択できます。さらに“回線接続方式”はメッセージ転送方式*かファイル転送方式*かを選択できます。

- (1) 既存住基システムのさまざまな導入形態に対応した最適な CS の設置形態を実現します。
- (2) 連携する頻度、データ量を踏まえて既存住基システムのハード・ソフト環境に合わせた連携方式を実現します。

● 操作性・運用性を追求したシステム

実際に業務に携わる職員の視点から、住民基本台帳事務としての一連の手続きとシステム操作手順を整理し、わかりやすく操作性のよい画面構成、画面展開を実現します。

● 操作者用 IC カード

住基ネットワークシステムの業務アプリケーションを起動するとき、操作者が本人であるかどうかを認証・識別できる IC カードをいう。

● RAID システム

Redundant Array of Inexpensive Disks の略。低コストのハードディスクを複数台並べ、これにデータを分散して記録し、アクセスを分散させることにより、高速、大容量で信頼性の高いディスク装置を実現するための技術のこと。

● 無停電電源装置(UPS)

Uninterruptible Power Supply の略。バックアップ用の電池を内部に持ち、停電時でもシステムをそのまま稼働できるようにする装置のこと。

システムを数分間稼働できる程度の容量の電池をもち、この間にシステムを安全にシャットダウンする。

● クラスタ構成

障害対策のために、あたかも一つのサーバに見えるように構成された複数のサーバを指す。

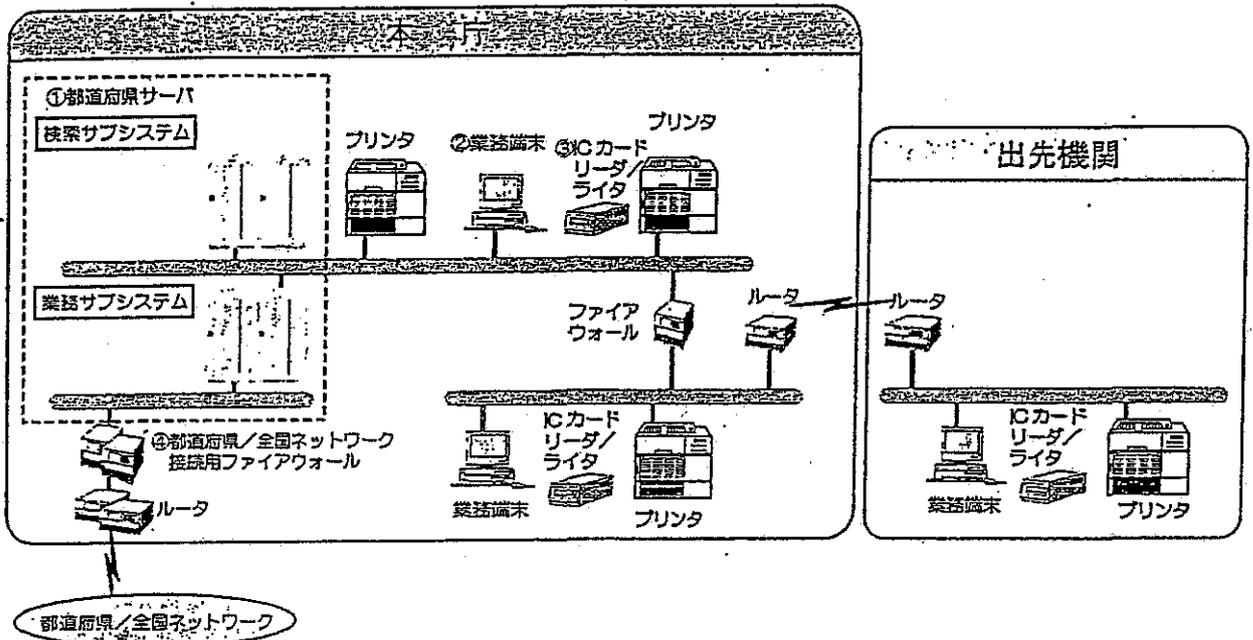
● リカバリサーバ

1 台のサーバがダウンしても、自動あるいは手動により処理内容を引継ぐもう一台のサーバのこと。

3 都道府県システムの特徴

都道府県システムは、都道府県内の住民の本人確認情報を記録・保存するとともに、市町村システムと指定情報処理機関システムとを結ぶ重要な中継機能を持ちます。特徴としては、①高セキュリティシステム、②高信頼性システム、③システム利用者支援、などが挙げられます。

都道府県システムの概要図



都道府県システムの機器構成と概要

番号	機器名	概要
①	都道府県サーバ	都道府県内の市町村住民の本人確認情報を管理するサーバ。サーバはフォルトトレラント構成*またはクラスタ構成を採用し、磁気ディスクのミラーリング*等により高信頼性システムを実現。検索サブシステムと業務サブシステムで構成
②	業務端末	都道府県サーバの業務処理を行う装置。本人確認をはじめとした都道府県における各種業務の操作を実施
③	ICカードリーダー/ライター	住民基本台帳カード及び操作者用ICカードの読み書き用機器
④	都道府県/全国ネットワーク接続用ファイアウォール	都道府県/全国ネットワーク上からの不正侵入を防止する住基ネットワークシステム専用の機器

●ファイルデリバリー機能

遠隔地のサーバや端末に対して、プログラムや設定データなどのファイルをネットワークを通じて配信する機能のこと。

●メッセージ転送方式

コンピュータ間でネットワークを介して通信を行うときに、メッセージと呼ばれるあらかじめ決められた封筒文をやりとりすることにより処理を行う方式のこと。

●ファイル転送方式

コンピュータ間でネットワークを介してデータの受け渡しを行うときに、ファイルというまとまったデータ単位で送信する方式のこと。

●フォルトトレラント構成

システムの一部が故障しても、全体には影響を与えずに処理が続けられ、その間に故障部分を修理・交換してシステムが復旧される構成をいう。

●ミラーリング

2台のハードディスクに対して全く同じデータを書き込み、一方のディスクに障害が発生してもデータに損害を与えないための機構のこと。

○ 高セキュリティシステム

全国サーバ及びCSとの通信に際しては、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊、盗難及び端末操作者のなりすまし等の不正利用を防止できるので、セキュリティ面でより安全なシステムです。

○ 高信頼性システム

都道府県サーバは、フォルトトレラント構成またはクラスタ構成を採用し、磁気ディスクのミラーリング等により高信頼性システムを実現します。

○ システム利用者支援

GUI(Graphical User Interface)*を用いたわかりやすく操作性のよい画面構成、画面展開を実現しています。

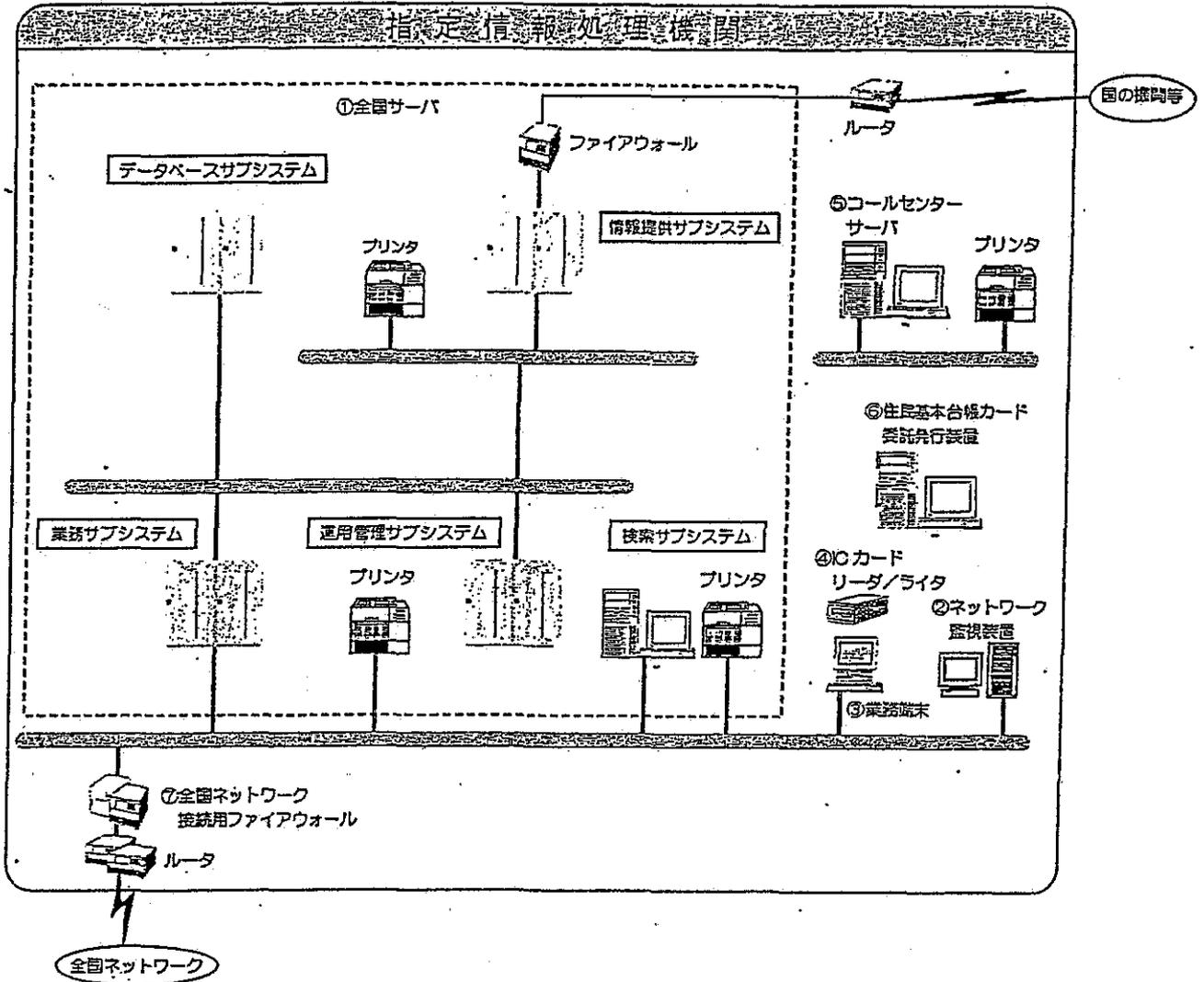
● GUI

Graphical User Interface の略。ビットマップディスプレイによる図形表示等、視覚的な要素を多用して、コンピュータの操作性やユーザに対する情報伝達を向上させたインターフェース。

4 指定情報処理機関システムの特徴

システムは、全国民の本人確認情報を管理するため、何よりも個人情報の適切な保護措置を最優先課題に構築しています。特徴としては、①高セキュリティシステム、②高信頼性システム、③システム利用者支援、などが挙げられます。

● システムの概要図



システムの機器の構成と概要

番号	機器名	機器概要
①	全国サーバ	全国民の本人確認情報を記録、保存するサーバ。高信頼性システムを実現するクラスター構成。データベースサブシステム、情報提供サブシステム、業務サブシステム、運用管理サブシステム及び検索サブシステムで構成
②	ネットワーク監視装置	住基ネットワークシステムのネットワーク機器の監視やサーバの稼働状況の把握を行う装置
③	業務端末	指定情報処理機関の業務を行う端末装置。本端末装置では、住民基本台帳カードによる本人確認を実施
④	ICカードリーダ/ライタ	住民基本台帳カード及び操作者用ICカードの読み書き用機器
⑤	コールセンターサーバ	コールセンター担当部門に寄せられる問合せ情報を管理するサーバ
⑥	住民基本台帳カード委託発行装置	市町村からの委託を受け住民基本台帳カードを発行する装置。なお、住民基本台帳カード発行サーバには機密情報を安全に保管管理するための耐タンパー装置を内蔵
⑦	全国ネットワーク接続用ファイアウォール	全国ネットワークへ接続する場合に、指定情報処理機関への不正アクセスを防止する住基ネットワークシステム専用の機器

高セキュリティシステム

最新の認証技術や暗号化技術を採用しており、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末操作者のなりすまし等の不正行為を防止します。

高信頼性システム

全国サーバをはじめとするシステム構成ハードウェア及びネットワークの二重化によりサービスの連続性を維持し、障害が起りにくいシステムとなっています。

システム利用者支援

(1) 遠隔監視の実現

ネットワークシステム全体の効率的運営を確保するため、ネットワーク全体を常時監視する機能があります。

(2) コールセンター機能の提供

市町村及び都道府県の業務運用担当者やシステム管理者からの技術面または運用面の問合せを、一元的に受付けて対応するコールセンター機能を提供します。

(3) 操作性・運用性の追求

GUI (Graphical User Interface) を用いたわかりやすく操作性のよい画面構成、画面展開を実現します。

5 住民基本台帳カードの特徴

住基ネットワークシステムの住民基本台帳カードは、本人確認を確実に行うための重要な構成要素であることから、高いセキュリティ機能を持つ IC カードを採用しています。

住民基本台帳カードの概要

(1) 住民基本台帳カードの交付

住民の申請により、住民の住所地の市町村長が住民基本台帳カードを交付します。(携帯が義務づけられることはありません。)

(2) カード内に記録する情報

- ・住民票コード
- ・パスワード
- ・公開鍵暗号方式*に対応したカード固有の鍵情報

(3) カードの表面に記載する事項(予定)

- ・Aバージョン(氏名、有効期限、交付地市町村名)
 - ・Bバージョン(氏名、有効期限、交付地市町村名、住所、生年月日、性別、写真)
- ※A、Bのいずれを選ぶかは、住民が申請時に選択します。

(4) カードの有効期間

有効期間は10年間です。有効期間が満了後も、希望する住民には、再交付されます。

(5) 市町村の独自サービス

市町村の独自サービスの範囲は条例で定める目的に限定されるので、市町村が許可したアプリケーション以外のアプリケーションを搭載できないシステムになっています。また、住基ネットワークシステムサービス以外にどのような市町村独自サービスを受けられるかは住民が選択します。

(6) カードのセキュリティ対策

なりすまし、偽造、改ざん等に対し、安全性・信頼性の高い各種セキュリティ対策が講じられています。

住基ネットワークシステムサービス利用エリア、市町村独自サービスエリアは、それぞれ独立しています。したがって、住基ネットワークシステムから市町村独自サービスエリアの情報へアクセスすることはできませんし、住民票コードは、市町村独自サービスエリアでは使用されません。

(7) 点字エンボス加工

視覚障害者等でも住民基本台帳カードが使用できるように、住民の希望により表面に点字エンボス加工ができます。

(注) 以上は、今後公布される政省令により、変更が生じる可能性があります。

●公開鍵暗号方式

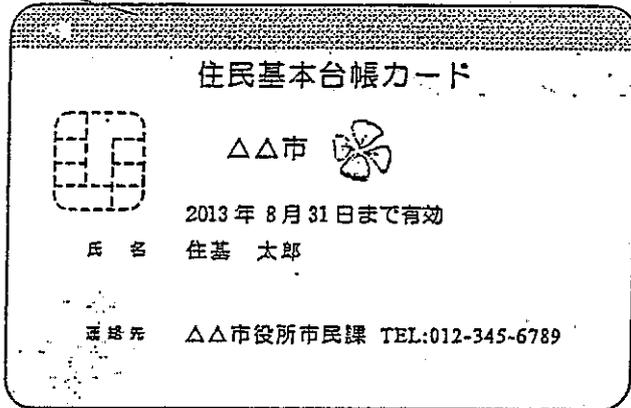
暗号文を作るときは暗号化と、暗号文を解読するときの復号に異なる鍵を使用する暗号方式のこと。一方の鍵を秘密にしておいて、他方の鍵を公開することができる。「非対称暗号方式」とも呼ばれる。

住民基本台帳カードのデザイン・イメージ例

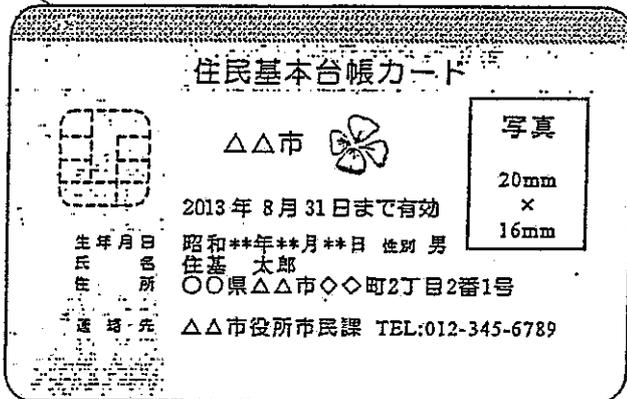
目視角度により色に変化する特殊インク(プレ印刷)

表画デザインイメージ例

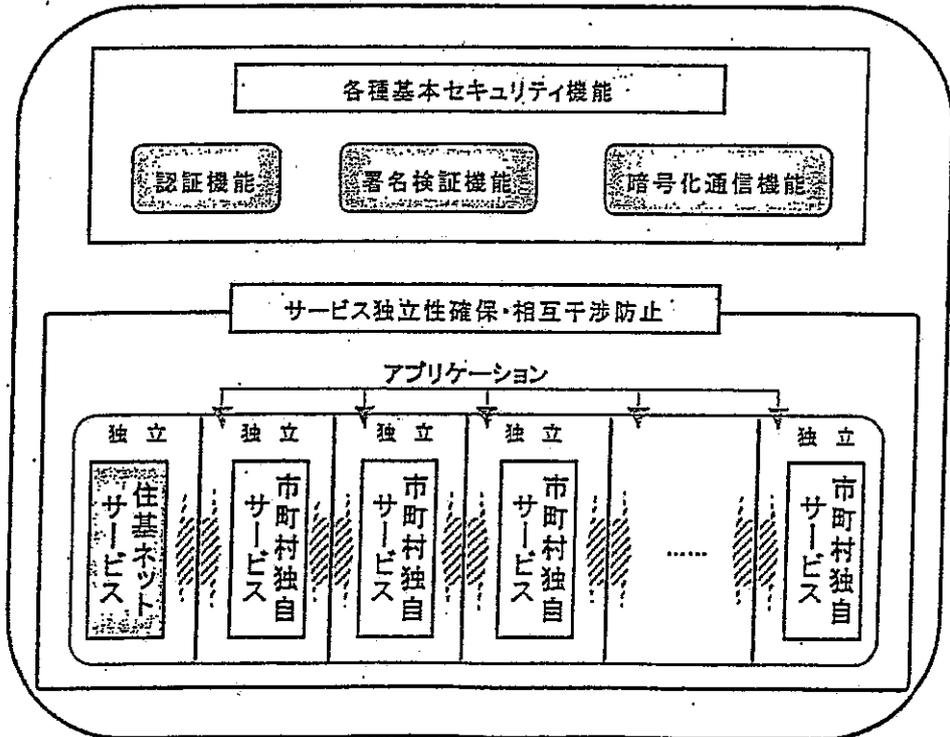
A



B



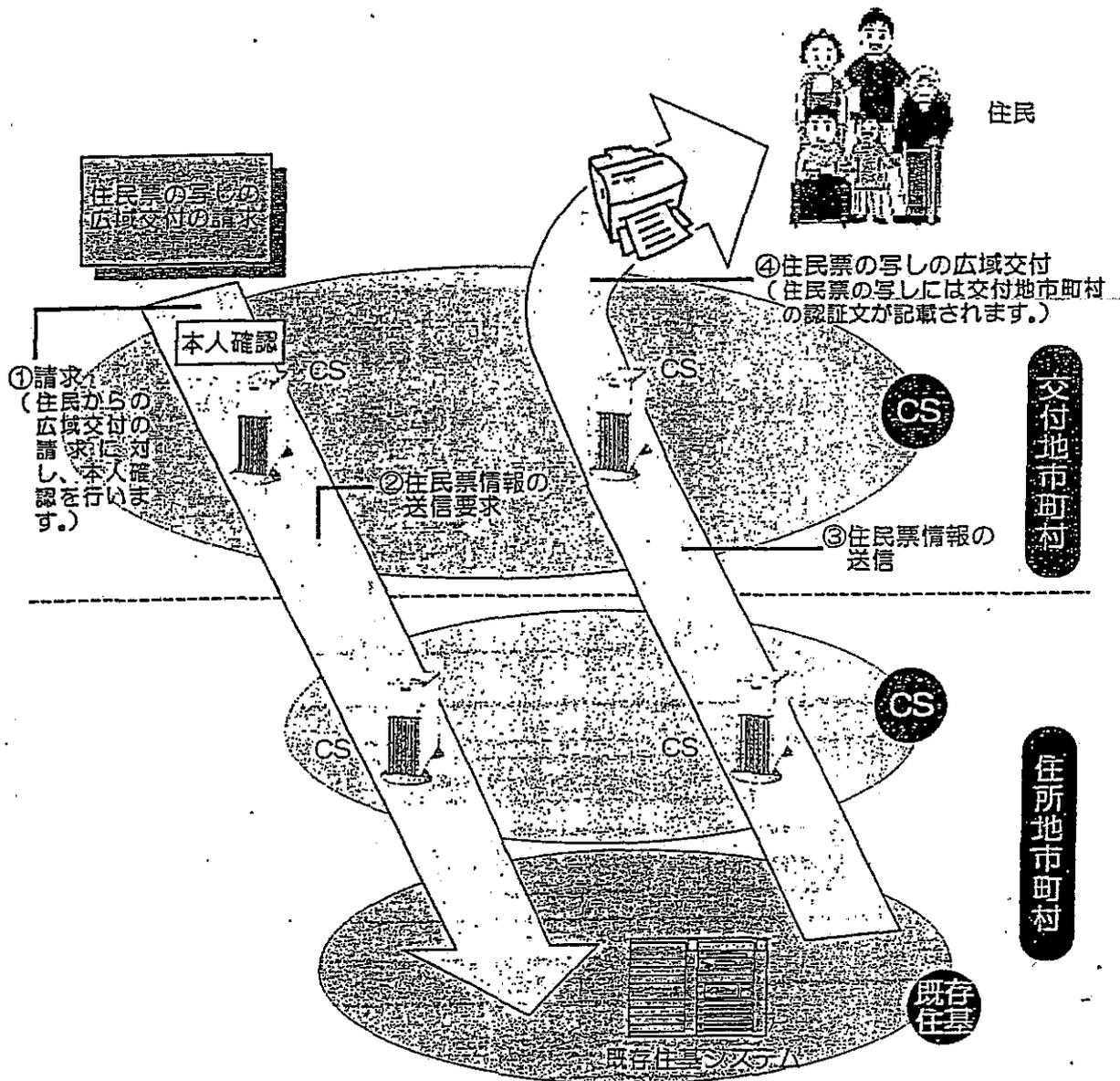
内部アプリケーション等イメージ



3 「住民基本台帳ネットワークシステム」の業務の流れ

1 住民票の写しの広域交付の流れ

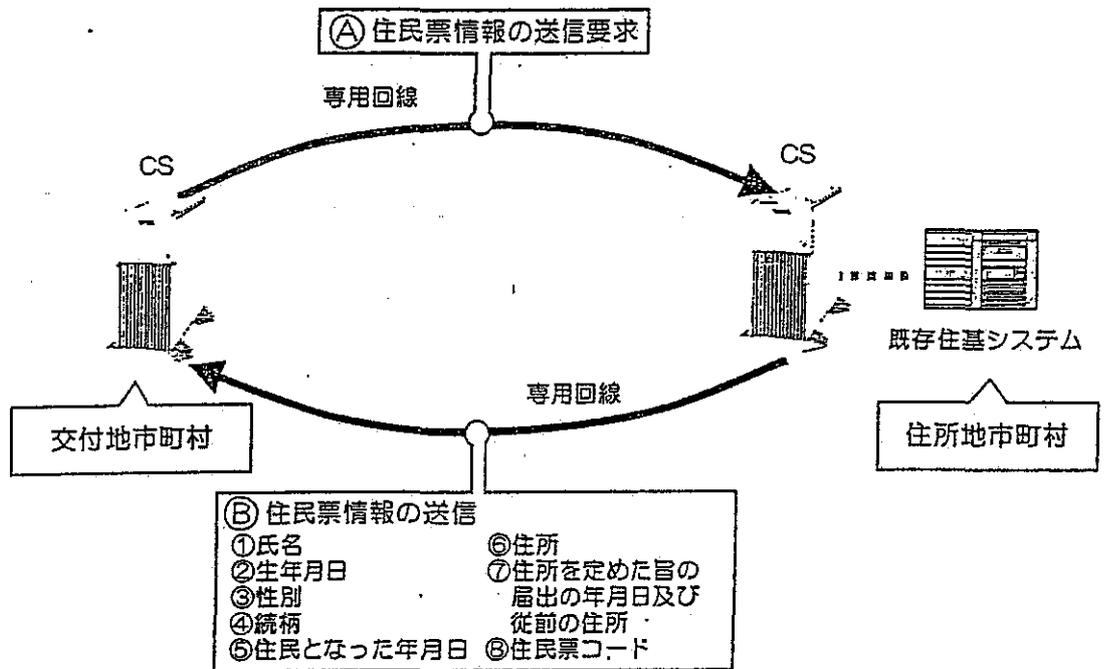
住基ネットワークシステムが稼働すれば、住民基本台帳カードなどの提示により住民は全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになり、行政サービスの向上が図られます。



○ 住民票の写しの広域交付を行う場合に送信される情報

住民票の写しの広域交付を行う場合には、住民票の写しに記載する事項を住所地市町村から送信する必要があるため、交付を希望する住民の請求に基づき、最大8情報（①氏名、②生年月日、③性別、④続柄、⑤住民となった年月日、⑥住所、⑦住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所、⑧住民票コード）が専用回線を通じて住民の住所地市町村から交付を申請した市町村に直接送信されます。

このため、都道府県のサーバにそれらの情報が記録・保存されたり、国の機関等に提供されることはありません。



〔住民基本台帳法〕

① 住民票情報の送信要求(第12条の2第1項、第2項)

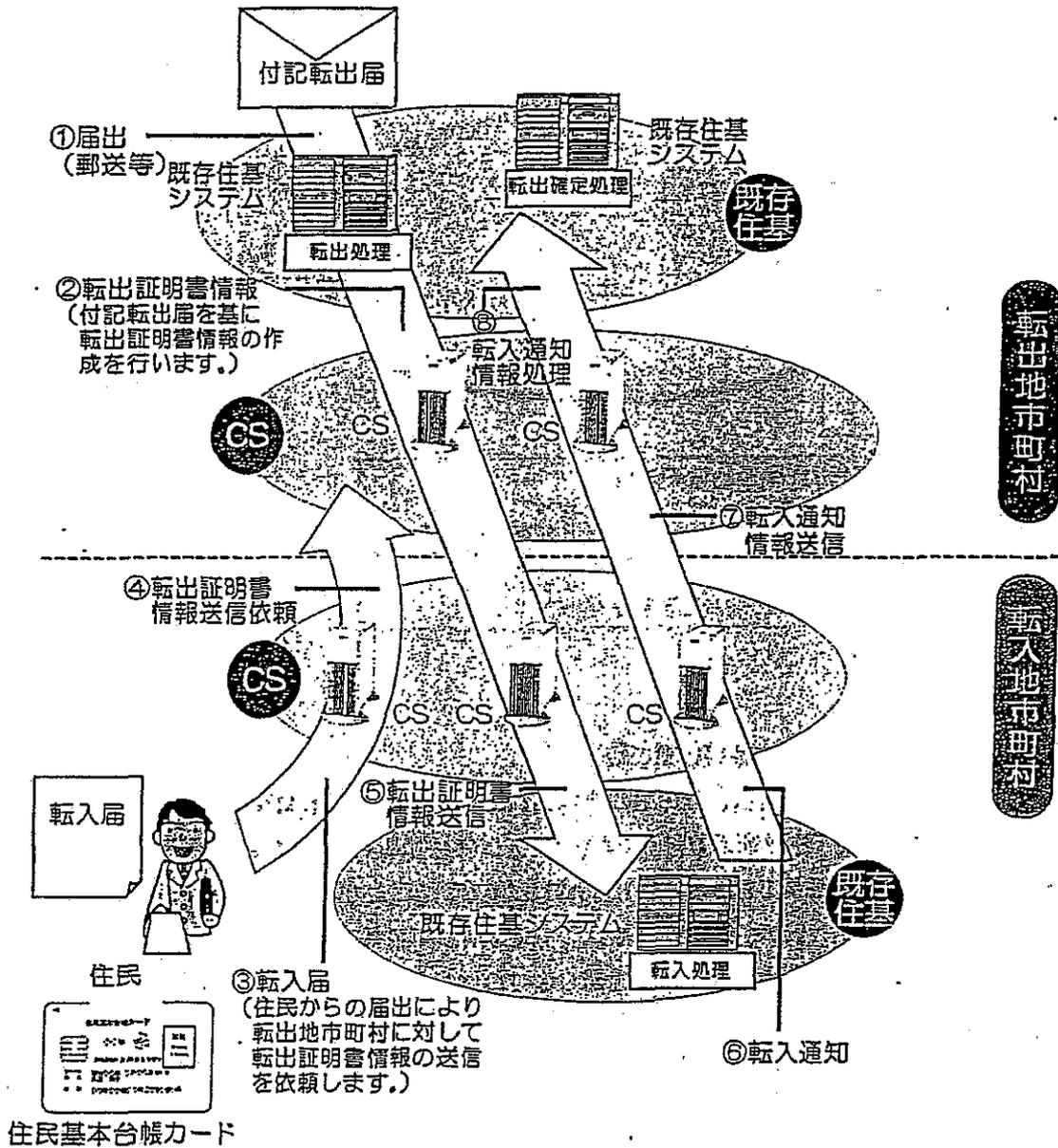
住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下、この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（中略）の交付を請求することができる（以下略）（第1項）。前項の請求を受けた市町村長（以下、この条において「交付地市町村長」という。）は、政令で定める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない（第2項）。

② 住民票情報の送信(第12条の2第3項)

前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、政令で定める事項を交付地市町村長に通知しなければならない。

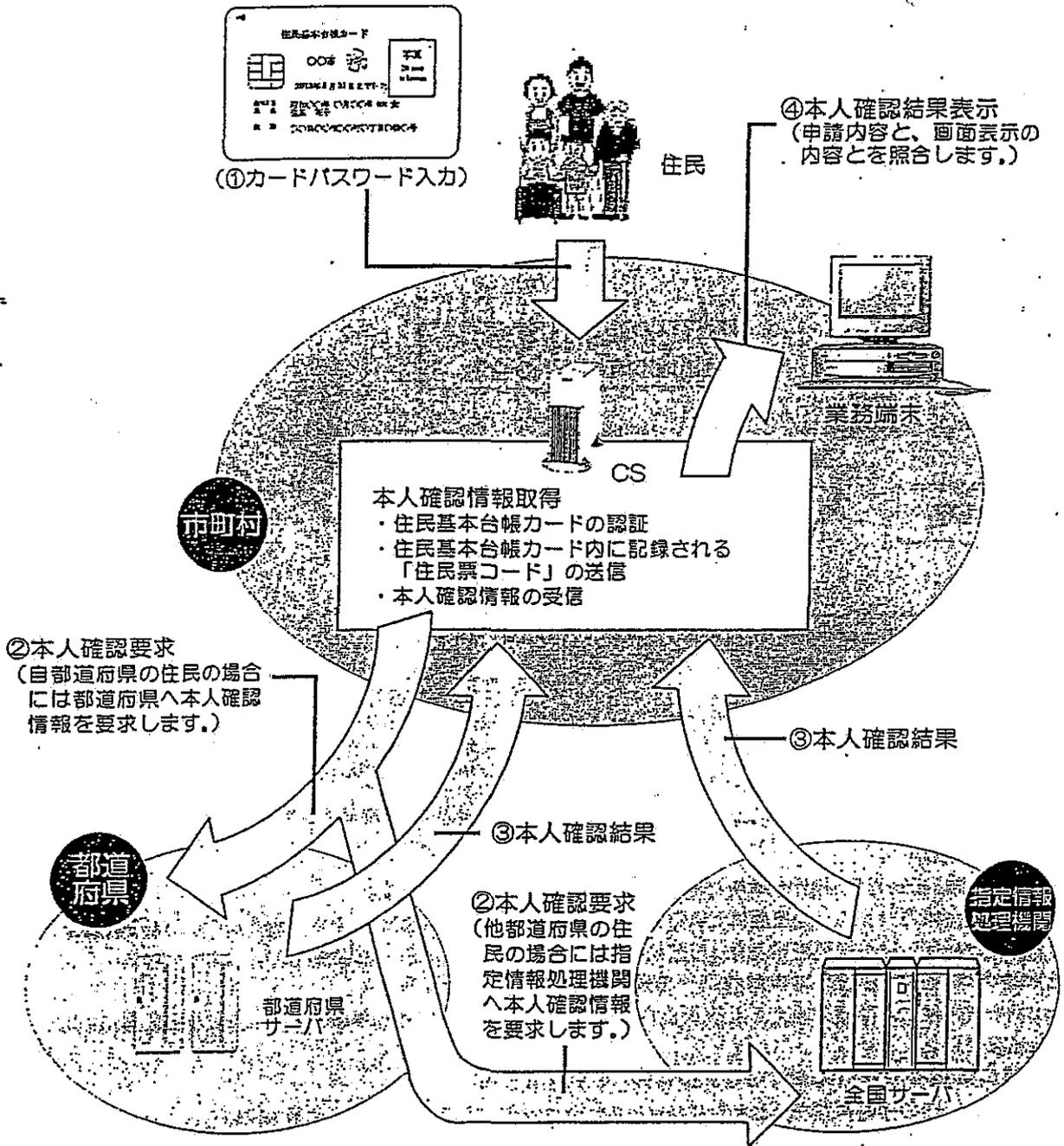
2 転入転出の特例処理の流れ

転入転出の特例処理とは、住民基本台帳カードを利用した場合の転入転出手続きのことを指します。今住んでいる市町村から他の市町村に住所を変更するとき、①住民はあらかじめ転出地市町村長あてに「付記転出届」を郵送等により行えば、転入地の窓口では、②住民基本台帳カードを添えて、転入届の提出、③申請者の本人確認、④転入届の受理、で手続きが完了します。これにより、住民は市町村窓口へは1回出向だけで済みます。



3 本人確認の流れ

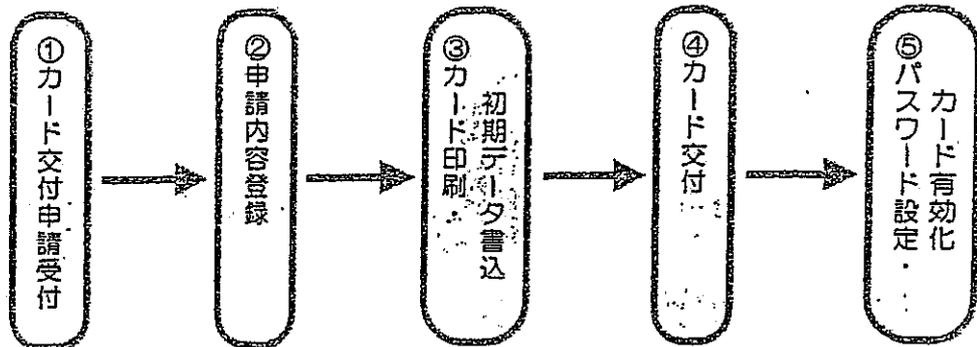
住民票の写しの広域交付や転入転出の特例処理でもっとも大切なことは、申請者が本人であるかどうかを正しく確認したうえで事務処理をすることです。この本人確認に住民基本台帳カードを利用した場合の流れは、下図のとおりです。



4 住民基本台帳カードの交付の流れ

希望する住民はだれでも、住所地の市町村で申請すれば住民基本台帳カードの交付を受けられます。市町村で住民基本台帳カードの交付を行う場合のカード交付作業の流れは、下図のとおりです。

○ カード交付作業の流れ(市町村でカードを作成する場合)



○ 作業項目と作業内容

番号	作業項目	作業内容
①	カード交付申請受付	希望する住民から住民基本台帳カード交付の申請書の受付、本人確認や二重受付チェック、交付済みカードの状態確認
②	申請内容登録	申請内容をシステムに登録
③	カード印刷・初期データ書込	住民基本台帳カード表面に氏名、写真などを印刷。カード内にセキュリティ属性などを設定し、住民票コードを記録
④	カード交付	住民基本台帳カードを申請した住民に対して、カード交付通知を送付。住民の持参したカード交付通知をもとに本人確認を行い、カードを窓口で交付。ただし、即日交付の場合は、カード交付通知の送付はない
⑤	パスワード設定・カード有効化	住民が住民基本台帳カードにパスワードを設定する。パスワードの設定によりカードは利用可能になる

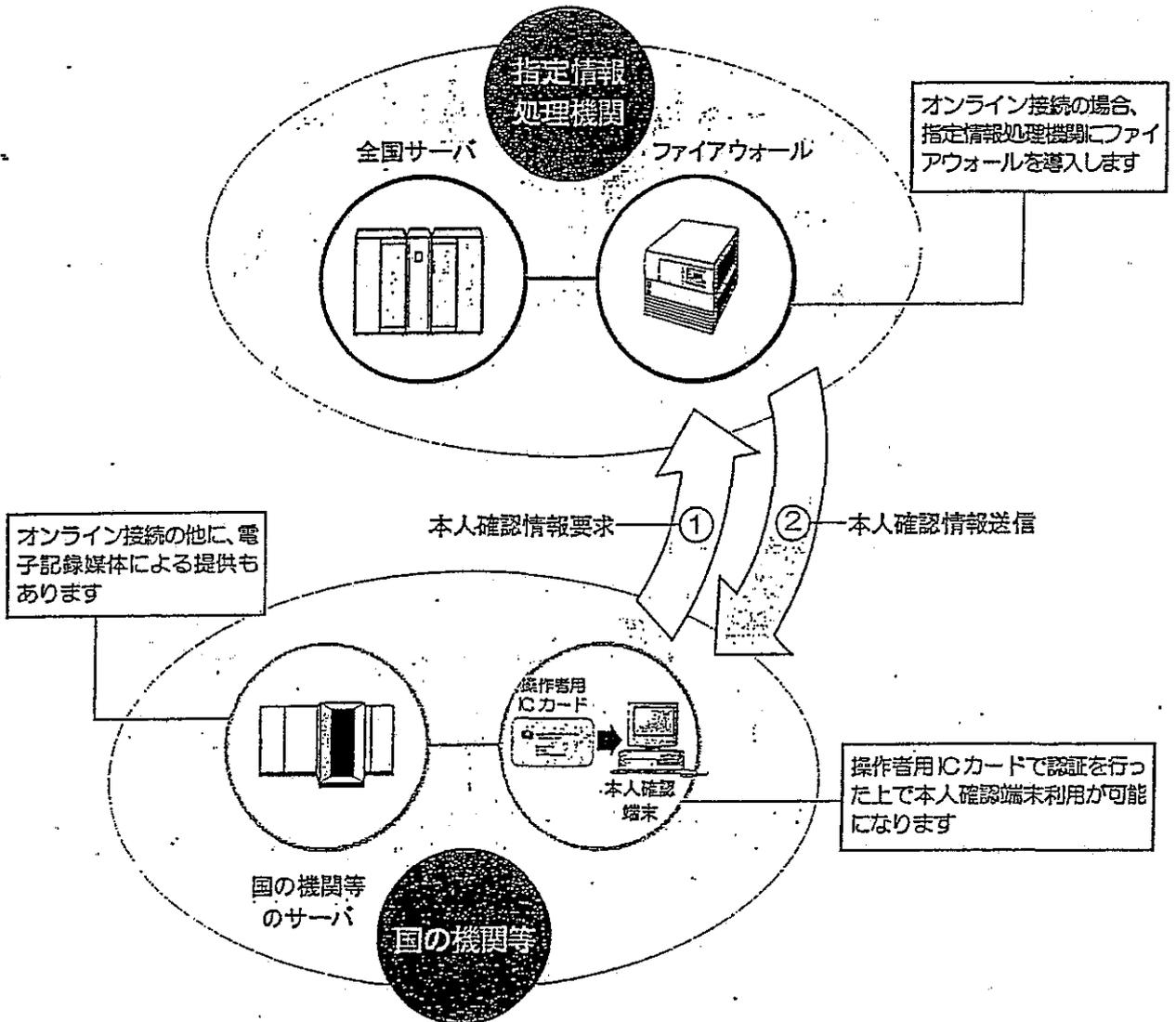
● パスワード

コンピュータシステムの安全性や信頼性を維持するために、本人しか判別ができないような数字や文字列を符号化しておく。この符号をパスワードと呼び、正当な利用者かどうかを判別できる。つまり、「住民基本台帳カード」を利用するには、正しいパスワードの入力がなければ住民基本台帳カードを利用することはできない。

5 行政機関(国・地方公共団体等)への本人確認情報の提供

住基ネットワークシステム構築の目的は「住民サービスの質的向上と事務処理の効率化」です。住民が本人であることを確認するための「本人確認情報」を行政機関(国・地方公共団体等)へ提供する場合は、何よりも個人情報(プライバシー)の保護を最優先とする観点から、住民基本台帳法に明確にその提供先と利用目的を限定して規定され、個人情報の保護について技術面、運用面からも適切な対策を講じることとしています。

指定情報処理機関から国の機関等への本人確認情報提供の流れ



○ 行政機関(国・地方公共団体等)に情報提供を行う場合

市町村は本人確認情報(①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、⑥付随情報)を専用回線を通じて都道府県に通知し、都道府県が都道府県サーバに記録・保存します。都道府県は、さらに専用回線を通じて指定情報処理機関に通知し、指定情報処理機関が全国サーバに本人確認情報を記録・保存します。

指定情報処理機関は、記録・保存した本人確認情報を住民基本台帳法の規定に基づき、行政機関(国・地方公共団体等)に提供します。国の機関等への提供手段としては、電気通信回線を用いる場合と電子記録媒体を用いる場合があります。なお、第三者による不正アクセスによる漏えい、盗聴ができないように、送受信情報はすべて暗号化することとしています。

〔住民基本台帳法〕

Ⓐ 行政機関(国・地方公共団体等)への本人確認情報の提供

(第30条の7第3項から第6項まで、第30条の10第1項第3号から第6号まで)

都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報(中略)を提供するものとする(第30条の7第3項：都道府県知事からの提供、第30条の10第1項第3号：指定情報処理機関からの提供)。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、(中略)当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

(各号 略)(第30条の7第4項：都道府県知事からの提供、第30条の10第1項第4号：指定情報処理機関からの提供)。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、(中略)他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。(各号 略)

(第30条の7第5項：都道府県知事からの提供、第30条の10第1項第5号：指定情報処理機関からの提供)。

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、(中略)他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

(各号 略)(第30条の7第6項：都道府県知事からの提供、第30条の10第1項第6号：指定情報処理機関からの提供)。

Ⓑ 都道府県における本人確認情報の利用(第30条の8第1項、第2項)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。(各号 略)(第1項)

都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。(第2項)

4 「住民基本台帳ネットワークシステム」の運用の流れ

1 共通運用時間帯

住基ネットワークシステムのサービスは、市町村、都道府県及び指定情報処理機関が連携してはじめて成り立つものであるため、それぞれに共通の運用時間帯を定める必要があります。共通運用時間帯の設定にあたっては、次の6つの基本ポイントを条件としています。

● 共通運用時間帯設定の6つのポイント

- (1) 起動：「全国サーバ→都道府県サーバ→CS」の順とします。
停止：「CS→都道府県サーバ→全国サーバ」の順とします。
- (2) 市町村での広域サービス*提供の窓口業務受付時間帯を「共通運用時間帯」として、全国统一します。
- (3) 都道府県サーバのオンライン運用終了時刻は、各都道府県で設定します。
- (4) CS、都道府県サーバ及び全国サーバでの日次処理は、オンライン運用終了後に行います。
- (5) 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、共通運用時間帯の対象外とします。
- (6) 共通運用時間帯以外の運用（サービス時間の延長）として、以下の例外があります。
 - ① 自市町村内で完結する事務処理
 - ② 関係市町村と調整後の住民票の写しの広域交付
 - ③ 都道府県と調整後の「本人確認」

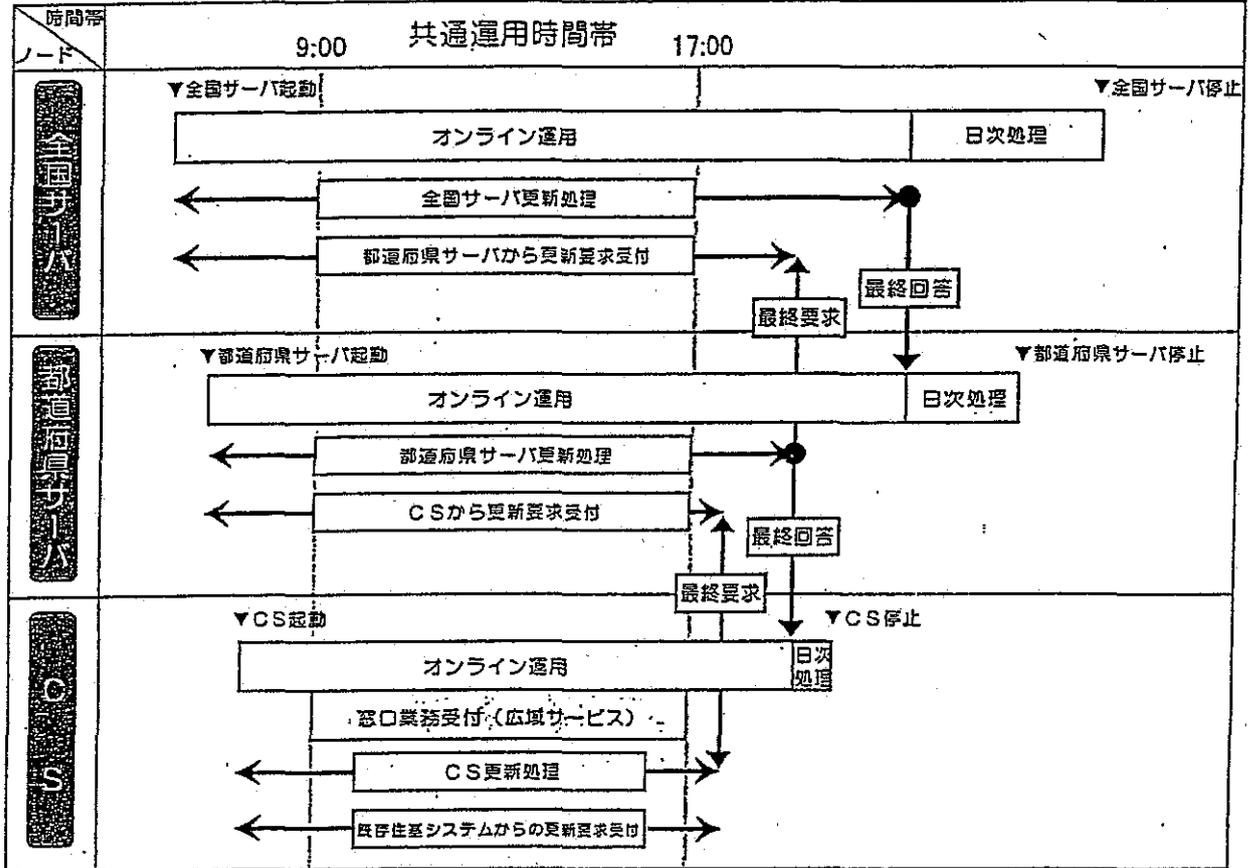
● 広域サービス

住民票の写しの広域交付や転入転出手続の特例処理などの行政サービス。

住基ネットワークシステムの共通運用時間帯

全国統一された共通運用時間帯を設定し、運用します。

共通運用時間帯



凡例

- オンライン運用**
.....CS、都道府県サーバ、全国サーバ間でデータ更新可能
- 窓口業務受付(広域サービス)**
.....市町村で窓口業務及び広域サービス可能
- 日次処理**
.....日次処理(統計処理、データベースバックアップ等)

2 システム運用

住基ネットワークシステムの運用には、①監視機能、②ファイルデリバリ機能、③コールセンター機能、④ジョブスケジューラ機能という4つの運用管理機能が実現されています。

4つの運用管理機能

(1) 監視機能

CS、都道府県サーバ、全国サーバ及びネットワーク機器を対象とした監視機能*により高い信頼性、安全性を確保。

(2) ファイルデリバリ機能

業務プログラムや各種ファイルを全国サーバからCSや都道府県サーバに自動配信可能。これにより、運用業務の大幅な削減を実現。

(3) コールセンター機能

市町村及び都道府県からの問合せや障害連絡を、指定情報処理機関内に設けたコールセンターで一元的に受け付け、回答することにより、システムの利便性向上と効率的な運用管理業務を実現。

(4) ジョブスケジューラ機能

CS、都道府県サーバ及び全国サーバを決められた時刻や順序でジョブを実行することにより、ジョブスケジュールを管理・実行。

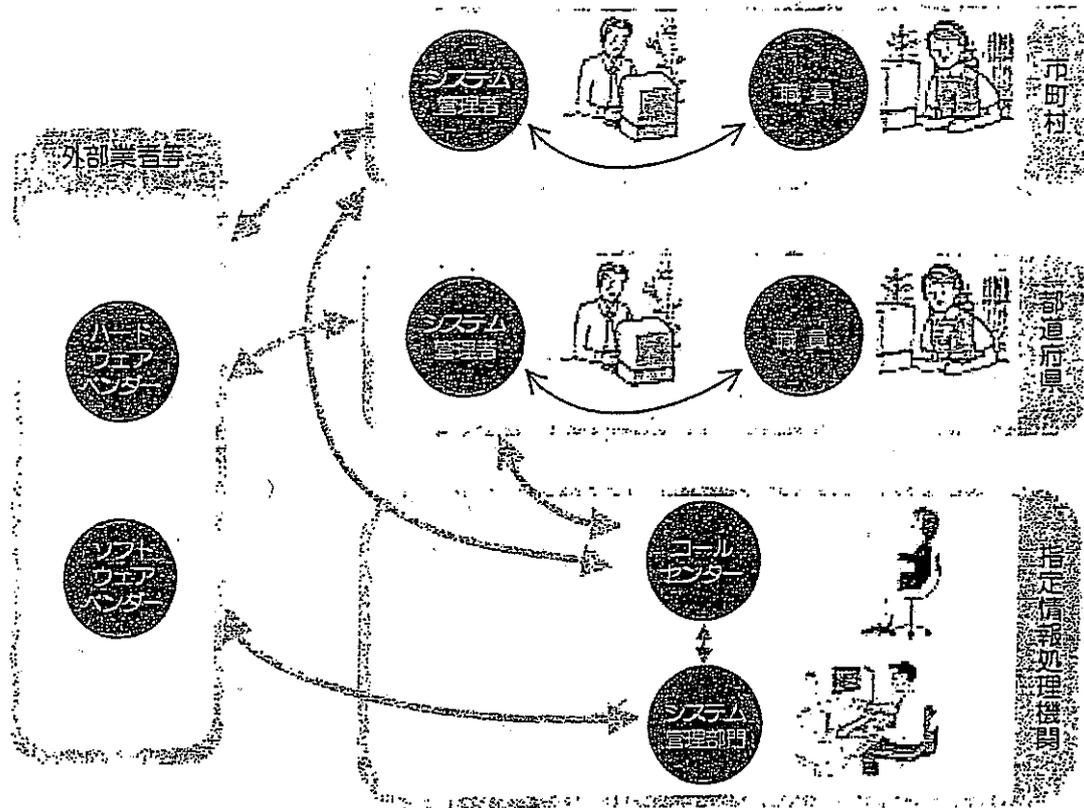
3 システム運用体制

運用体制は、市町村、都道府県及び指定情報処理機関が協力して運営することを前提としています。市町村や都道府県には、運用責任者として「システム管理者」を設置します。指定情報処理機関には、市町村や都道府県からの問合せや障害連絡を一元的に受け付ける「コールセンター」を設置します。

●監視機能

住基ネットワークシステムの稼働状況をモニタリングし、障害発生時などに迅速な対応をする機能。指定情報処理機関内にネットワーク監視装置を設置する。

○ 運用体制



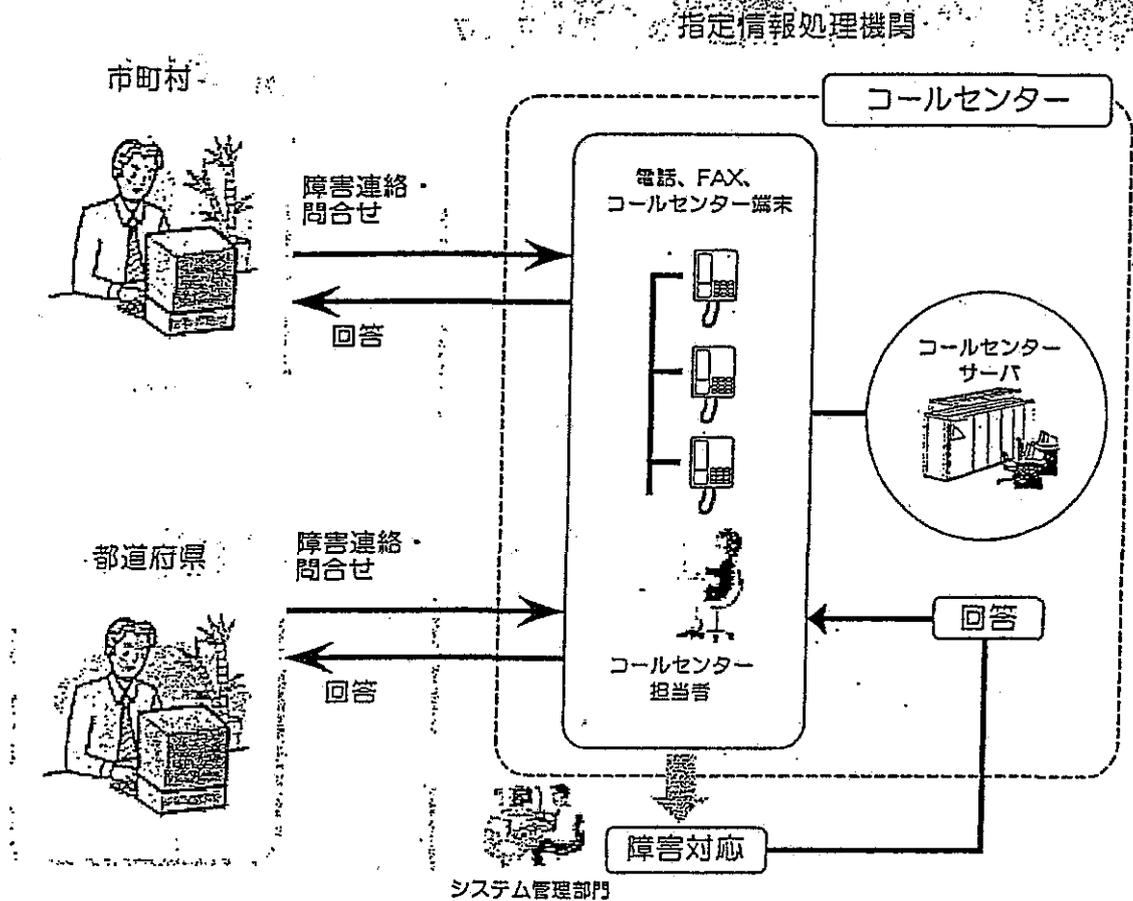
○ 運用担当とその業務内容

	市町村	都道府県	指定情報処理機関
システム管理者	職員からの問合せや障害連絡をコールセンターに問合せ。また、市町村における最低限のシステム運用を実施。	職員からの問合せや障害連絡をコールセンターに問合せ。また、都道府県における最低限のシステム運用を実施。	システム管理部門に所属する担当者。全国のシステムの監視や運転、障害が発生した場合の切り分けや原因の究明。専任のシステム管理者を設置。
システム管理部門	運用/保守に関する市町村のとりまとめ。また、市町村で発生した障害への対応（システム管理者が兼務も可能）。	運用/保守に関する都道府県のとりまとめ。また、都道府県で発生した障害への対応（システム管理者が兼務も可能）。	運用/保守に関する全体の統括。運用計画の策定や問題発生時の最終判断。発生した障害の復旧手配や対応。市町村や都道府県で発生した障害についても、一元的に復旧の手配。原則として、市町村や都道府県の業務時間帯に対応。
コールセンター	-	-	市町村や都道府県のシステム管理者からの問合せや障害連絡に対応。市町村や都道府県の業務時間帯に対応。

4 コールセンターの設置と役割

市町村及び都道府県からの問合せや障害連絡を、一元的に受け、回答するために、指定情報処理機関に「コールセンター」を設置します。コールセンターでは、受付や回答の内容をデータベース化して、過去の回答を参照しながら迅速かつ適確な対応が行えるため、市町村、都道府県及びコールセンター相互のシステム管理部門の事務処理の負担を軽減でき、効率化が図れます。

● コールセンターの概要



● コールセンターの主な業務

- 市町村及び都道府県からの操作方法、故障時の対応方法等の各種問合せの受付及び回答。

5 個人情報保護のための施策

1 制度(法令)、技術、運用の3つの側面

住基ネットワークシステムは、住民の大切な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護を最も重要な課題としています。このため、個人情報保護に関する国際基準(OECD8原則*)を踏まえ、制度(法令)、技術、運用の3つの側面から個人情報を保護する対策を講じています。

● 制度面からの対策

- (1) 磁気ディスクに記録する情報を「本人確認情報」に限定しています。
 ※本人確認情報=①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤住民票コード、⑥付随情報
- (2) 本人確認情報の提供先、利用目的を住民基本台帳法で明確に規定しています。
- (3) 民間における住民票コードの利用を法令で禁止しています。
- (4) 「安全確保措置」、「秘密保持(罰則付)」を義務付けています。
- (5) 技術面及び運用面の対策を「セキュリティ基準」(総務省告示)に規定しています。

● 技術面からの対策

- (1) 外部ネットワークからの不正侵入、情報の漏えいを防止します。
 - ・安全性の高い専用回線でネットワークを構築
 - ・通信データの暗号化・復号*



- ・専用回線とルータの間にファイアウォールを設置
- ・通信相手となるコンピュータとの相互認証
- ・電磁波漏えいを防止する機器を採用
- ・全国センターに「侵入検出装置 (IDS)」を設置

- (2) システム操作者の目的外利用を防ぎます。
 - ・操作者用ICカードやパスワード等による厳重な確認
 - ・住基ネットワークシステムに蓄積されているデータへの接続制限
 - ・不審な業務パターンの常時監視
 - ・データ通信の履歴管理及び操作者の履歴管理
 - ・ログ(使用記録)取得及び定期的な監査



● 運用面からの対策

- 運用管理を徹底し、情報の漏えいを防ぎます。
- ・「本人確認情報管理規程」の制定による厳重な安全確保措置
 - ・地方公共団体における、体制、規程等の整備に係るセキュリティ対策に関する指針を作成
 - ・指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置、都道府県に審議会を設置
 - ・本人確認情報の漏えいのおそれがある場合の緊急時対応計画の作成
 - ・安全・正確性の確保措置の地方公共団体職員及び本人確認情報の受領者への研修

● 国際基準・OECD8原則

1980年9月、OECD(経済開発協力機構)は、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事會勧告」を採択した。8原則とは、①収集制限、②データ内容、③目的明確、④利用制限、⑤安全保障、⑥公開、⑦個人参加、⑧責任のそれぞれの原則をいう。

● 暗号化・復号

データが第三者の不正行為により漏えい、盗取されないようにすることを暗号化という。情報の受け手が暗号化された情報を元に戻すことを復号という。

● 侵入検出装置(IDS)

「Intrusion Detection System」の略で、センサー部と管理装置で構成され、不審な通信パターンの検出を行う。

2 制度面(法令)による個人情報保護対策

平成11年8月に公布された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」では、①記録する個人情報の限定、②「本人確認情報」の利用及び提供制限、③本人確認情報の保護措置について、明確に規定しています。

記録する個人情報の限定

●本人確認情報の記録

都道府県、指定情報処理機関は通知される本人確認情報を磁気ディスクに記録することとしています。

本人確認情報

・氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード
・付随情報

●本人確認情報の利用及び提供の制限

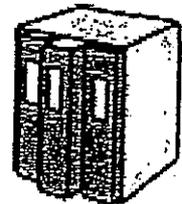
本人確認情報を提供できる国の行政機関等及び利用できる事務処理の内容を法律で規定しています。



国の行政機関等
法律の根拠がない目的
外的の利用禁止

●提供状況の報告

指定情報処理機関は、本人確認情報の提供状況について、本人確認情報の提供先、提供年月、提供件数及び提供方法を少なくとも年1回報告書を作成し、公表しなければなりません。



指定情報処理機関
年次報告書

●住民票コードの利用制限等

市町村長等以外の者は、第三者に対し、住民票コードの告知を求めてはなりません。また、市町村長等以外の者は、業として、住民票コードの記録されたデータベースであって他に提供される予定のものを構成してはなりません。



民間
住民票コードの
利用禁止

本人確認情報の保護措置

●役職員等の秘密保持義務等

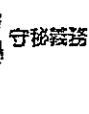
指定情報処理機関の役員及び職員並びに都道府県及び市町村の職員は、本人確認情報処理等に関して知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、秘密保持義務規定に違反した者に対しては、通常より重い罰則が課されます。



職員



システム担当者



システム管理者

●本人確認情報の安全確保

指定情報処理機関、都道府県知事及び市町村長は、本人確認情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他の本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

●セキュリティ基準(総務省告示)の策定

住民基本台帳法令に基づき総務大臣が定める基準(「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成14年総務省告示第334号))により、市町村、都道府県、指定情報処理機関及び本人確認情報の提供を受けた行政機関に技術面及び運用面で十分な個人情報保護対策を義務づけています。

3 技術面によるトータルセキュリティ対策

個人情報の漏えい、改ざん、破壊、なりすまし等、住基ネットワークシステム上で考えられるあらゆる脅威に対して、システム、ネットワーク及び住民基本台帳カードそれぞれについて技術面によるトータルセキュリティを実現しています。

A
システムのセキュリティ対策

- 操作者用ICカード認証
- ログイン認証
- アクセス制御
- 不審な業務パターンの常時監視
- ログ取得と監査
- 耐タンパー装置による秘密鍵の秘匿
- コンピュータウイルス対策
- 電磁波漏えい盗聴の防止

操作者用ICカード

B
ネットワークのセキュリティ対策

- 通信相手相互認証
- 通信の暗号化
- 電子記録媒体の暗号化
- ログ取得と監査
- ネットワークの物理的・論理的隔離
- ネットワーク機器の不正アクセス対策
- 不審な通信パターン監視

暗号鍵 暗号鍵

C
住民基本台帳カードのセキュリティ対策

- パスワード設定によるカード有効化
- パスワード照合・カードロック機能*
- 相互認証*機能
- カードの一時停止措置
- セキュアICカード発行方式
- 輸送鍵の設定
- 強制アクセス制御機能
- 耐タンパー機構*

正当な住民基本台帳カード

不正な住民基本台帳カード

ストップ

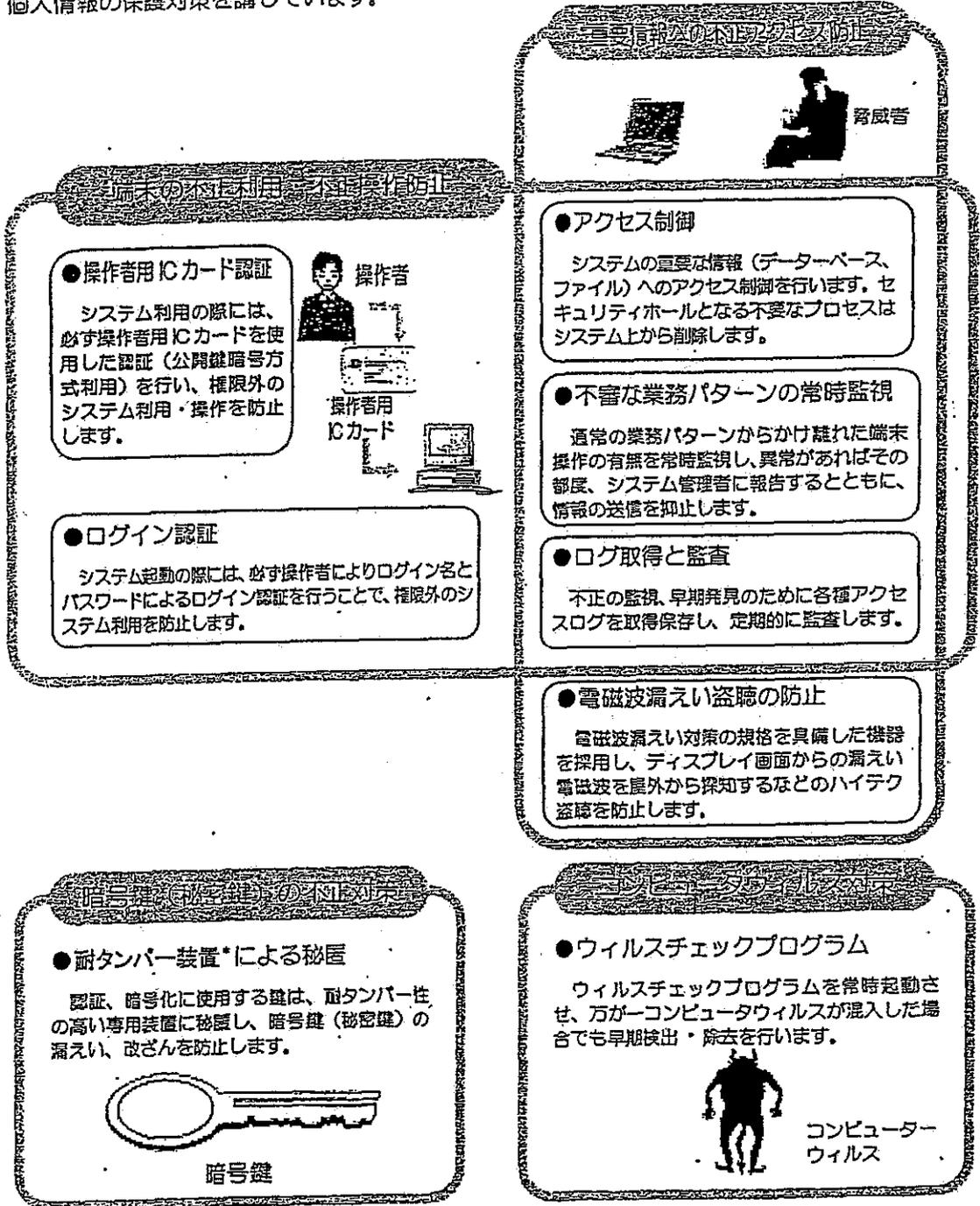
● **パスワード照合・カードロック機能**
住民基本台帳カードの利用にあたり、住民本人しか知り得ないパスワードで本人かどうか照合する。また、規定回数以上の照合に失敗すればカードは自動的に利用できなくなる機能がある。

● **相互認証**
カード利用時にシステム間の「公開鍵暗号方式」による相互の認証を行うこと。

● **耐タンパー機構(ICカード)**
ICカードに埋め込まれたチップをこじ開け、偽造や改ざんを企てる者がいても、容易に不正行為ができないようにした仕組みをいう。

A システムのセキュリティ対策

市町村、都道府県及び指定情報処理機関におけるシステムセキュリティ対策としては、次のような個人情報の保護対策を講じています。



●耐タンパー装置
全国サーバ、都道府県サーバ、CSなどに搭載して、セキュリティ上で重要な情報がハード構成から漏えいしないようにした装置のこと。

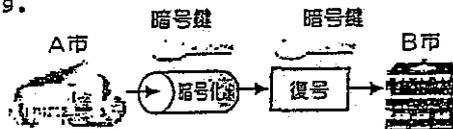
B ネットワークのセキュリティ対策

ネットワークはすべて専用回線による閉じたネットワーク構成となっています。また、ネットワークへの接続個所にはファイアウォールを設置し、不正行為や不正侵入ができないようにアクセス制御を行います。

ネットワーク上の通信への不正対策

●通信の暗号化

ネットワーク上の通信データは暗号化することで、盗聴・改ざんを防止します。暗号化は、共通鍵暗号方式*で行い、暗号鍵（共通鍵）の交換は公開鍵暗号方式で行います。また、暗号鍵（共通鍵）は通信ごとに変更します。



●電子記録媒体の暗号化

電子記録媒体でデータの受け渡しをする場合も、格納するデータを暗号化します。

●通信相手相互認証

通信を行う際には、必ずお互いに通信相手の正当性を認証（公開鍵暗号方式利用）してから通信することにより通信相手のなりすましを防止します。

●ログ取得と監査

不正の監視、早期発見のために各種アクセスログを取得保存し、定期的に監査します。

●ネットワークの物理的・論理的隔離

専用回線の利用により第三者からの接続を隔離し、不正アクセス・不正侵入を防止します。また、ネットワークの接続個所にはファイアウォールを設置し、不正行為・不正侵入を防止します。

●ネットワーク機器での不正アクセス対策

ルータ等のネットワーク機器に対しては、適切なアクセス制御とセキュリティホールに対する対策を行います。

●不審な通信パターンの監視

全国センターに、「侵入検出装置 (IDS)」を導入し、全国センター内や外部との不審な通信パターンを監視・解析します。

ネットワークへの不正アクセス・不正侵入対策

●共通鍵暗号方式

暗号文を作るときは暗号化と、暗号文を解読するときの復号に同じ鍵を使う暗号方式のこと。秘密鍵暗号方式とも呼ばれる。

C 住民基本台帳カードのセキュリティ対策

住民基本台帳カードの交付に際して、住民の本人確認の正確性を確保するため、カード交付通知を住民本人に郵送し、住所地市町村窓口でカード交付通知書と引き換えに住民基本台帳カードが交付されます。また、住民基本台帳カードには本人固有のパスワードが設定され、利用するたびにパスワードの照合作業を行い、なりすまし行為などの不正を防止できるように構成されています。

カードのなりすまし対策

●相互認証機能

カード利用時には、必ずシステム間の相互認証(公開鍵暗号方式利用)を行い、カードのなりすまし、偽造、改ざんを防止します。

●パスワード照合・カードロック機能

カード利用時には、必ずパスワード照合を行うことにより住民のなりすましを防止します。また、規定回数以上の照合失敗により、カードを自動的にロック状態にします。

●カードの一時停止措置

カード盗難・紛失時には、住民の届出によりカード交付管理システム上一時停止措置をとることにより、不正利用を防止します。

カード偽造・改ざん対策



●耐タンパー機構

チップのこじ開け等の攻撃があってもメモリ内の情報が読み出せないようにします。

●強制アクセス制御機能

利用権限のない者のカードに対する不正アクセスを防止します。

カード交付時のセキュリティ対策

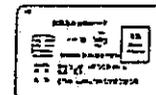
●セキュアICカード交付方式

偽造などが容易にできないよう耐タンパー装置を利用した安全なカード交付を実現します。

未交付カードの盗難による不正利用対策

●輸送鍵の設定

未交付カードは、輸送鍵を解除しないとカード発行できないようにします。



●パスワード設定によるカード有効化

住民によりパスワードを設定していない未交付カードは利用できないようにします。

4 運用面による個人情報保護対策

指定情報処理機関においては「本人確認情報管理規程*」に基づいて厳重な安全確保措置を図り、また、地方公共団体における体制、規程等の整備に係るセキュリティ対策に関する指針を住基ネットワークシステム推進協議会*において作成しています。指定情報処理機関には「本人確認情報保護委員会」の設置、都道府県には本人確認情報の保護に関する審議会の設置が義務づけられています。万が一の際には、緊急時対応計画によりネットワークの運営を停止するなど、個人情報の保護を最優先した運営を行います。さらに、地方公共団体職員及び本人確認情報の提供を受ける行政機関の職員への研修を行います。

本人確認情報管理規程

●入退室管理規則

指定情報処理機関は、本人確認情報の電子計算機処理等を行う施設における入退室管理のため必要な事項を定めることになっています。

●本人確認情報取扱規則

指定情報処理機関は、本人確認情報の電子計算機処理等を行うにあたり、遵守しなければならない事項を定めることになっています。

セキュリティ対策に関する指針

●体制の整備

各地方公共団体は、住基ネットワークシステムの運営に係る責任体制、監査体制を確立するとともに、職員に対する教育・研修を行うこととしています。

●規程の整備

各地方公共団体は、セキュリティ組織規程、入退室管理規程、委託管理規程等住基ネットワークシステムの運営にあたり必要な規程を定めることとしています。

本人確認情報保護委員会、審議会

●本人確認情報保護委員会の設置

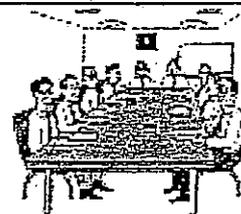
指定情報処理機関に設置する本人確認情報保護委員会は、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める意見を指定情報処理機関の代表者に述べることができます。



本人確認情報保護委員会

●都道府県の審議会の設置

都道府県に設置する審議会は、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、これらの事項に関して都道府県知事に建議することができます。



都道府県の審議会

●本人確認情報管理規程

住民基本台帳法第30条の18の規定により、指定情報処理機関は、本人確認情報処理事務の実施にあたり、「本人確認情報管理規程」を定めて、総務大臣の認可を受けなければならないとされている。

●住基ネットワークシステム推進協議会

指定情報処理機関の運営や住基ネットワークシステムの構築・運営について決定する機関であり、都道府県により構成されている。

緊急時対応計画

●指定情報処理機関における緊急時対応計画
指定情報処理機関は、本人確認情報の漏えいのおそれがある場合の行動計画を前もって定めることとされ、住基ネットの運営よりも本人確認情報の保護を最優先することとしています。

●地方公共団体における緊急時対応計画
各地方公共団体も、緊急時対応計画を定めることとしていますが、計画書の例を住基ネットワークシステム推進協議会において決定しております。

教育・研修

●地方公共団体における教育・研修
住基ネットワークシステムの稼働を前に、全国47都道府県において担当者研修会を行うなど、セキュリティ対策等についての教育・研修を行うこととしています。

●本人確認情報の提供を受ける行政機関における教育・研修
本人確認情報の提供を受ける行政機関においてもセキュリティ対策等について教育・研修を行うこととし、指定情報処理機関が協力することとしています。

6 「改正住民基本台帳法」の骨子と稼働スケジュール

平成 11 年 8 月 18 日「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(法律第 133 号)が公布されました。この改正法に基づき住基ネットワークシステムは構築されることとなり、実施のための施行期日などは改正法附則に規定されています。以下、「改正住民基本台帳法」の骨子を述べます。

趣旨～住民基本台帳ネットワークシステムの構築

住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び行政機関に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずる。

改正の内容

(1) ネットワークシステムの活用に関する事項

- ① 市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理 ●施行期日[C]
住民票の写しの広域交付及び転入転出手続の簡素化
- ② 行政機関への本人確認情報の提供 ●施行期日[B]
別表に規定した行政機関に対し別表に規定した利用事務のために本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及び付随情報)を提供(次頁参照) など

(2) ネットワークシステムの構築に関する事項

- ① 住民票コード ●施行期日[B]
住民票の記載事項として「住民票コード」を追加
- ② 本人確認情報に関する事務の処理 ●施行期日[A][B]
 - ・市町村長から都道府県知事への本人確認情報の電気通信回線による通知
 - ・都道府県知事の事務
別表に規定する国の機関等への本人確認情報の提供、都道府県での別表に規定する事務への利用など(次頁参照)
 - ・指定情報処理機関の事務
都道府県知事から、総務大臣の指定する者(指定情報処理機関)に対し、別表に規定する国の機関等への本人確認情報の提供事務などを委任(次頁参照) など

(3) 本人確認情報の保護措置に関する事項

- ① 市町村、都道府県及び指定情報処理機関における本人確認情報の保護措置 ●施行期日[A][B]
安全確保措置、利用提供制限、関係職員等の秘密保持義務、苦情処理など
- ② 受領者である国の機関等における本人確認情報の保護措置 ●施行期日[B]
安全確保措置、目的外利用禁止、関係職員等の秘密保持義務など
- ③ 都道府県知事又は指定情報処理機関への自己の本人確認情報の開示請求 ●施行期日[B]
- ④ 民間の者の住民票コードの利用禁止 ●施行期日[B]
 - ・民間の者の住民票コード告知要求禁止
 - ・民間の者の契約の相手方への告知要求禁止又は住民票コードの記録されたデータベース構成禁止(違反行為に対して都道府県知事の中止勧告・命令)
- ⑤ 本人確認情報の保護のための罰則 ●施行期日[A][B]
 - ・本人確認情報の秘密保持義務違反者に加重罰則
 - ・住民票コードの利用禁止に係る都道府県知事の中止命令違反者に罰則 など

(4) 住民基本台帳カードに関する事項

- 本人の申請により市町村長が住民基本台帳カードを交付 ●施行期日[C]

(5) その他所要の改正

など

● 施行期日

- [A] 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成11年10月1日）
 (2)一②（指定情報処理機関の事務に係る部分に限る。）、(3)一①（利用制限に係る部分を除く。）、(3)一⑤（本人確認情報の秘密保持義務違反者への加重罰則に係る部分に限る。）
- [B] 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（平成14年8月5日）
 (1)一②、(2)一①、(2)一②（指定情報処理機関の事務に係る部分を除く。）、(3)一①（利用制限に係る部分に限る。）、(3)一②、(3)一③、(3)一④、(3)一⑤（住民票コードの利用禁止に係る都道府県知事の中止命令違反者への罰則に係る部分に限る。）
- [C] 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日
 (1)一①、(4)

● 「本人確認情報」の提供事例

住基ネットワークシステムにより、「本人確認情報」を提供できる事務は、①継続的に行われる給付行政、②資格付与等、住民生活に関係の深い行政事務であり、住民基本台帳法の別表に明確に定められている事務に限定されています（表1及び表2に示した事例は、住民基本台帳法の別表から抜粋したものです。）。

表1 給付行政に関する事例

行政機関	事務内容
総務省	・ 恩給等の支給(恩給法等)
国家公務員共済組合連合会、 地方公務員共済組合等	・ 共済年金の支給(国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法等)
厚生労働省	・ 戦傷病者遺族に係る遺族年金等の支給(戦傷病者戦没者遺族等優遇法) ・ 業務災害・通勤災害に関する保険給付(労働者災害補償保険法) ・ 基本手当等の支給(雇員保険法)
都道府県知事	・ 児童扶養手当の支給(児童扶養手当法)

表2 資格付与に関する事例

行政機関	事務内容
総務省	・ 無線局の許可(電波法)
国土交通省	・ 不動産鑑定士の登録(不動産の鑑定評価に関する法律)
国土交通省または 都道府県知事	・ 建設業の許可(建設業法) ・ 宅地建物取引業の免許(宅地建物取引業法) ・ 旅行業の登録(旅行業法) ・ 建築士の免許(建築士法)
気象庁	・ 気象予報士の登録(気象業務法)
都道府県知事	・ 一般旅券の記載事項の訂正等(旅券法)
都道府県知事	・ 宅地建物取引主任者資格の登録(宅地建物取引業法)
市町村の選挙管理委員会等	・ 同一都道府県の区域内に住所を移した者の当該都道府県の選挙の選挙権の確認(公職選挙法)

◎ 住基ネットワークシステムの稼働スケジュール

● 一次稼働（平成14年8月5日）

公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から稼働するシステムの基本機能部分

- ・ 住民票コードの住民票への記載の開始
- ・ 市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知
- ・ 指定情報処理機関から行政機関への本人確認情報の提供
- ・ 本人確認情報保護委員会、都道府県審議会、安全確保措置義務、秘密保持義務
- ・ 住民票コードの民間利用禁止

● 二次稼働（平成15年8月予定）

公布の日から5年を超えない範囲内において政令で定める日から稼働する部分

- ・ 住民票の写しの広域交付
- ・ 転入転出の特例処理
- ・ 住民基本台帳カードの交付